

平成 2 9 年 3 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成29年3月教育委員会定例会議

日 時 平成29年3月27日(月曜日)
午前10時08分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員(5名)

1番	委員 長	後藤 眞 琴
2番	委員長職務代行	成澤 明 子
3番	委員	留守 広 行
4番	委員	千葉 菜穂美
5番	教 育 長	佐々木 賢 治

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長	須田 政 好
教育総務課長補佐	早坂 幸 喜
教育総務課課長補佐兼近代文学館長	扇 子 美津男
近代文学館・小牛田図書館主幹	草刈 明 美
学校教育専門指導員	岩 淵 薫
青少年教育相談員	齋 藤 忠 男
まちづくり推進課課長補佐	角 田 克 江

傍聴者 なし

議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
- ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第56号 平成28年度生徒指導に関する報告(2月分)
- 第 6 報告第57号 第6回学校教育力アップに関する報告
- 第 7 報告第58号 区域外就学について
- 第 8 報告第59号 指定校の変更について
- 第 9 報告第60号 学校給食における異物混入について
- 第10 報告第61号 平成28年度美里町議会3月会議について
- ・ 審議事項
- 第11 議案第26号 美里町教育委員会組織規則の一部改正について
- 第12 議案第27号 美里町教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- 第13 議案第28号 美里町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する

規則の一部改正について

- 第14 議案第29号 美里町学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
- 第15 議案第30号 美里町特別支援教育専門員設置規則の制定について
- 第16 議案第31号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の制定について
- 第17 議案第32号 美里町学校教育専門指導員の選任について
- 第18 議案第33号 美里町青少年教育相談員の選任について
- 第19 議案第34号 美里町特別支援教育専門員の選任について
- 第20 議案第35号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について
- ・ 協議事項
- 第21 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針（案）について
- 第22 美里町教育大綱（案）について（継続協議）
- 第23 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第24 美里町の学校再編について（継続協議）
- ・ その他
- 第25 美里町教育委員会職員の人事異動について
- 第26 美里町教育委員会職員の表彰について
- 第27 平成29年度小中学校入学式及び幼稚園入園式について
- 第28 平成29年4月教育委員会定例会の開催日について
-

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 9 報告第 6 0 号 学校給食における異物混入について

第 1 0 報告第 6 1 号 平成 2 8 年度美里町議会 3 月会議について

・ 審議事項

第 1 1 議案第 2 6 号 美里町教育委員会組織規則の一部改正について

第 1 2 議案第 2 7 号 美里町教育長に対する事務委任規則の一部改正について

第 1 3 議案第 2 8 号 美里町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

第 1 4 議案第 2 9 号 美里町学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

第 1 5 議案第 3 0 号 美里町特別支援教育専門員設置規則の制定について

第 1 6 議案第 3 1 号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の制定について

第 1 7 議案第 3 2 号 美里町学校教育専門指導員の選任について

第 1 8 議案第 3 3 号 美里町青少年教育相談員の選任について

第 1 9 議案第 3 4 号 美里町特別支援教育専門員の選任について

第 2 0 議案第 3 5 号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について

・ 協議事項

第 2 1 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針（案）について

第 2 2 美里町教育大綱（案）について（継続協議）

第 2 3 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

第 2 4 美里町の学校再編について（継続協議）

・ その他

第 2 5 美里町教育委員会職員の人事異動について

第 2 6 美里町教育委員会職員の表彰について

第 2 7 平成 2 9 年度小中学校入学式及び幼稚園入園式について

第 2 8 平成 2 9 年 4 月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

・ 報告事項

第 5 報告第 5 6 号 平成 2 8 年度生徒指導に関する報告（2 月分）【秘密会】

第 6 報告第 5 7 号 第 6 回学校教育力アップに関する報告【秘密会】

第 7 報告第 5 8 号 区域外就学について【秘密会】

第 8 報告第 5 9 号 指定校の変更について【秘密会】

午前10時08分 開会

委員長（後藤眞琴） それでは、ただいまから平成29年3月教育委員会定例会を開会いたします。

委員のうち、4番千葉委員から本日の会議におくれて出席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

現在、出席委員は4名であり、委員の過半数の出席を得ておりますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、早坂教育総務課長補佐が出席しております。

また、一部の審議事項で追加の説明員として、扇子教育総務課長補佐兼近代文学館長、草刈近代文学館・小牛田図書館主幹、岩淵学校教育専門指導員及び齋藤青少年教育相談員が入室いたします。

また、事務引き継ぎのため、角田まちづくり推進課長補佐が同席しております。それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程 第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名することになっておりますので、今回は2番成澤委員、3番留守委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

日程 第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴） 日程第2、会議録の承認に入ります。

調整された平成29年1月臨時会会議録及び平成29年1月定例会会議録は事前に配付されており、各委員には事前に確認いただいていると思います。

それではまず、平成29年1月臨時会会議録について確認いたします。事務局に修正などの連絡はございましたでしょうか。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） それでは、事務局のほうに連絡が入った分をご報告させていただいて、訂正をさせていただきます。

臨時会の部分でございますが、6ページ、4番千葉委員の発言の8行目、「この間聞いたような感じという重いなと思って」というふうに記載されておりますが、表現が伝わらないということで、ご本人から「この間、聞いたような感じかなと思って」というふうに修正をさせていただきたいということで連絡をいただいております。

それから、10ページになります。やはり、千葉委員の発言でございます。12行目、「やっぱり勉強をすることが楽しいと思える環境があれば、環境というか楽しいというのがわかれば」という表記になっております。繰り返しの表現になって

おりまして、ご本人から「やっぱり勉強をすることが楽しいと思える環境を整えば」というふうに訂正をしたいと申し出がございましたので、そのように訂正したいと思います。

それから、同じ千葉委員の発言で、今の部分から7行下、真ん中あたりから、「不動堂中学校でも少ない人数」と表記されておりますが、「で」は余計だということで、「不動堂中学校も少ない人数」、「で」を取るということでお願いをしたいと思います。

続きまして、同じページの今度は下から9行目、やはり千葉委員の発言になります。「でも、もっと保護者の方に、指導される先生方の指導力も何かしっかりしてくださいみたいな意見もありましたよね。」という表記になっておりますが、これだと、保護者の方に対する意見というふうになってしまいますので、保護者の方からの意見なので、「でも、もっと保護者の方も、」と直してほしいということでございます。

続きまして、12ページでございます。

14行目、後藤委員長の発言の2行目になります。冒頭に「3」、数字の3が書いて、「3が教育委員会の意見ということで書いてありますよね。」と、この部分でございます。委員長から「須田教育次長が」と修正をとということでいただいております。数字の「3」と入っている部分が「須田教育次長」と修正をしたいということで連絡をいただいております。

続きまして、19ページでございます。上から3行目の後半になります。かぎ括弧してある部分で、「教育委員会としても幼児教育がさらなる充実を考えています」という表現になっておりますが、「教育委員会としても幼児教育のさらなる充実を考えています」と、「が」を「の」に修正をしたいと思います。

続きまして、24ページ、上から7行目です。「町内に3つある農業高校との体験交流など」と表現されておりますが、町内に農業高校は2つしかございませんので、明らかな誤りでございます。「3つ」となっていますが、「2つ」と修正をさせていただきます。

続きまして、25ページ、下から5行目です。「この人は言っているのですが。」となっておりますが、明らかな誤字で「この人は言っているのですが。」ということで、「の」を加えさせていただきます。

それから、31ページ、上から9行目、教育次長の発言の中の真ん中ら辺ですね。「生徒の負担増につながるにではないか」、明らかな誤字でございます。「負担増につながるのではないか」ということで、「に」を「の」に修正をさせていただきます。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、何かほかにございますでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、会議録の修正など、説明があったことを含めまして、平成29年1月臨時会会議録について承認することにしてよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） ちょっと私からお願いがあるんですけども、一応承認したということで、今の会議録、臨時会の会議録の31ページまでしか読めなかったので、それから定例会の会議録も全然読めなかったもので、後で修正、もし私が読んで見つけた場合には修正のお願いを早坂課長補佐にしたいと思うんですけども、そういうことで承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） そういうふうにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、平成29年1月定例会会議録について確認します。事務局に修正などの連絡はございましたでしょうか。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 定例会につきましては、事務局には連絡は入っておりません。

委員長（後藤眞琴） 先ほど述べましたとおり、定例会の会議録のほうも私読んでおりませんので、さっきのように扱わせていただきたいと思います。そのことを含めまして承認することにしてよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） そういうふうにしたいと思います。

報告事項

日程 第 3 行事予定等の報告

委員長（後藤眞琴） 次は報告事項ですが、報告事項に入る前にお諮りします。

以前より申し合わせをしておりますが、非公開事項となる秘密会については日程の最後に行うことにいたします。本日の「日程第5 報告第56号 平成28年度生徒指導に関する報告（2月分）」、「日程第7 報告第58号 区域外就学について」及び「日程第8 報告第59号 指定校の変更について」は、個人情報等を含む議事でございます。また、「日程第6 報告第57号 第6回学校教育力アップに関する報告」は、学校及び児童生徒の学習等への個別な取り組み結果並びにその評価に関する内容で、学校間の格差、偏見につながるおそれがあります。

以上のことから、日程第5、報告第56号から日程第8、報告第59号までの4つの報告については、非公開で行うべきで秘密会とすることが適切と考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、報告第56号から日程第8、報告第59号までの4つの報告については秘密会とし、議事進行その他、「日程第28 平成29年4月教育委員会定例会の開催日について」が終了した後に行います。

秘密会におきましては、傍聴者の皆様の退出をお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

報告事項に移ります。

「日程第3 行事予定等の報告」を事務局から報告お願いいたします。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） はい。それでは、事務局から行事予定をご報告いたします。

お配りしております教育委員会行事予定表に基づいて報告をさせていただきます。

平成29年4月分ということで、まず4月3日、町内小中学校の教職員の一斉赴任日というふうになっております。

同じく3日でございます。町の職員の辞令交付式が9時から中央コミュニティーセンターで行われる予定となっております。後藤委員長にご出席をお願いしたいと思っております。それからその後ですね。教育委員会部局集会ということで、辞令交付式終了後、中央コミュニティーセンターで教育委員会部局の職員の顔合わせを行っております。今年度も予定しております。このときには教育委員皆様ご出席をいただいておりますので、今年度もそのように対応をお願いしたいと思います。

予定の時間等については11時前後というふうには考えておりますが、式の進みぐあい、進行ぐあいによって若干変更することがございます。平成28年度にしましては、非常にお待たせをしたという経緯がございます。もう一度総務課等々日程調整しながら、時間のほうは改めてご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、同じく3日、赴任校長の着任ということで13時30分、教育長室のほうで新たに赴任される校長先生と面談をされるということになります。

その後、定例の課長会議が16時から本庁舎で行われる予定となっております。

翌4日、学力向上支援員の打ち合わせを予定しております。

続きまして、5日、町内の小中学校の教職員の宣誓式を1時30分から南郷庁舎で開催する予定でございます。教育委員皆様のご出席をお願いいたします。別途ご案内等は差し上げる予定でございます。よろしくをお願いいたします。

それから、教職員宣誓式が終了後、町内小中学校の校長会議を開催する予定でございます。

翌6日でございます。町内の園長所長会議を開催する予定でございます。

10日、町内の小中学校の始業式、それから町内小学校の入学式が午前中に行われる予定です。それから、中学校の入学式が午後から開催される予定でございます。小学校の入学式と中学校の入学式にしましては、本日のその他で出席する委員の皆様様の調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご出席のほう、よろしくをお願いいたします。

それから、翌11日、町内幼稚園の入園式がございます。こちらも教育委員の皆様に出席の調整をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

12日、北部管内の大崎地区小中学校校長会議が合同庁舎のほうで開催される予定でございます。

それから、学校、園の経営要録等の作成事務説明会が大崎合同庁舎で13日開催される予定となっております。

それから、14日でございます。米国ウイノナ市の訪町団が本町に来町する予定となっております。町内の各中学校を訪問する予定でございます。

それから、19日、北部管内大崎地区小中学校の教頭会議が大崎合同庁舎で開催される予定となっております。

それから、4月26日ですが、市町村と教育委員会教育長、総務担当課長会議が仙台で開催される予定となっております。教育長と教育次長に出席いただく予定でございます。

4月28日、平成29年退職並びに転出入管理職教職員の歓送迎会を開催する予定でございます。この部分に関しまして、別途ご案内を差し上げますので、教育委員皆様のご出席をお願いいたします。

事務局、私のほうで把握できている分のみご紹介をさせていただきました。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に何かご質問等ございますでしょうか。

教育長（佐々木賢治） すみません。訂正と挿入をお願いします。

事務局の連絡調整が悪く申しわけございません。

3日の赴任校長・管理職着任ですが、新任校長ということで、ちょっと午後1時半は無理なので、午後2時半、14時半、教育委員会に来ていただきます。午前中、仙台で辞令交付式がありますので、そういった関係で1時間おくらせていただきました。

それから、15日土曜日、ウイノナ市との交流会というのが16時からトレセンで予定されております。これはお知らせです。

それから、18日、全国学力・学習状況調査、町内の小中学校全部ですね、実施します。

なお、ことしから保護者の意識調査もしたいということで、美里では不動堂中学校と小牛田小学校の保護者を対象に意識調査が行われる予定となっております。

以上3点です。よろしくをお願いします。

委員長（後藤眞琴） はい。どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。（「すみません。休憩を入れてもらっていいですか」の声あり）

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

ほかに何かございますでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、行事予定等の報告を終わります。

日程 第 4 教育長の報告

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第4 教育長の報告」をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） 今日は日程がたくさんございますので、ポイントを絞ってご報告させていただきます。

3月の校長会は、定例会というよりも内部資料配付ということだけで主に会議はしておりませんので、今回は載せませんでした。

1番目として、主な行事会議等です。

2月20日月曜日、議会全員協議会9時半から本庁舎で行っております。これは学校再編整備の取り組み状況についての説明であります。

それから、2日後の22日、美里町いじめ防止対策委員会、南郷庁舎で実施しております。

それから27日、教育委員会臨時会、南郷庁舎で開催させてもらいましたが、これは学校再編について協議していただいております。

28日、町議会議員による出前授業、町内3中学校、やっていただきまして、小牛田中学校が最後の授業、3クラス、学級ごとに回っていただきましたが、いい雰囲気でも子供たちも一生懸命聞いていたようでした。なお、その日、保護者会なども予定されておりまして、保護者の方々も大分教室の後ろのほうがいっぱいになるくらい参観していただきました。

3月に入りまして、3月2日から美里町3月会議が開始されております。21日まで実施しました。後ほど報告がございます。

それから10日、中学校卒業式、委員の皆様にご出席いただいております。

13日月曜日、全員協議会をお願いして開催しました。このときは学校給食への異物混入、10日ですか、中学校卒業式のときに南郷小学校の給食にガラスの破片という、大変な重大な事態、異物混入ということが発覚しまして、全協ですすぐそのことについて説明をしております。当然、本来であれば教育委員会臨時会を先にすべきだったのですが、どうしても日程の関係で全協のほうが先になってしまいました。委員会のときにお話ししたとおりです。

14日、給食への異物混入に関する保護者説明会、南郷小学校の体育館で午後7時から実施しております。

それから、16日、17日、24日、幼稚園・小中学校の卒業式、修了式等が実施されております。

なお、24日2時からいじめ防止対策連絡協議会の研修会等々を本庁舎で行っております。

2番目、今後の主な予定ですが、先ほど早坂補佐のほうからも連絡があったと思えますけれども、退職者辞令交付式、3時から中央コミュニティーセンターのホールで行います。委員長にご出席いただきたいと思います。

4月に入りまして、新年度に入りまして、辞令交付式、9時から行われます。その後については先ほどお話がございました。

大きな3点目、教職員並びに教育委員会職員の人事異動についてであります。25日の新聞にも報道されましたけれども、美里町では退職教職員が5名、定年退職が4名、それから、勸奨による退職者が2名、合計6名、計算を間違いました。「5名」を「6名」に訂正願います。

それから、転出教職員数が28名、転入が30名、2名増になっております。これは不動堂小学校の学級増と、学級減の学校がありますけれども30人転入と。

なお、転入教職員でことしは講師、六・六講師が大分多いようです。管内全体で60名近い講師を平成29年度はお願いをします。その背景は、大崎市の岩出山地区ですか、5つの小学校が平成29年度に統合するんですね。そうすると、平成30年度スタートするときにはかなりの教員の方々があふれてきます。20人クラスの、いわゆる少人数規模の学校が集まりまして1クラスに、今まで3クラスあるいは4クラスあったのが1クラスになってしまうということになる。そういった関係で、その辺を見越して、平成30年度4月にはそういったあふれた先生方を北部管内で採用を最初に異動をします。ですから、平成29年度は講師で対応して、平成30年度は、講師1年間大変ご苦労さんでしたということで気の毒ですが、そういう人事ですね。

(4)の町関係の職員については後ほど教育次長から申し上げます。

以上です。

委員長(後藤眞琴) ありがとうございます。

ただいまの報告に質問のある方はおられませんでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長(後藤眞琴) なければ、教育長の報告を終わります。

日程 第 9 報告第60号 学校給食における異物混入について

委員長(後藤眞琴) それでは、さきに協議したとおり、日程第5、報告第56号から日程第8、報告第59号までの4つの報告については秘密会議となりましたので、議事は本教育委員会の最後に行います。

次に、「日程第9 報告第60号 学校給食における異物混入について」を事務局から報告をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) それでは、報告の学校給食における異物混入について、私のほうから説明申し上げます。

資料につきましては、とじられた資料のほうです。

あさって、2日後ですが、これは議会の全員協議会でも報告する内容でございます。同じ資料を使わせていただきました。その関係で、一部おわびをしなくてはいけないところが1カ所ございますので、後ほどお話しします。

資料は、まず1ページ、2ページとページが振られた最初の表裏、これが本日の報告する内容です。3ページ以降、2枚目以降ですが、これにつきましては説明に使う別紙資料ということで、資料1から4まで、準備させていただいてございます。

それでは、説明資料1枚目のものの表面から説明します。

先ほど、教育長の報告にもありましたように、3月10日午後0時35分ごろ、南郷小学校で発生したガラス破片と思われる異物の混入事故について、3月13日の午後1時半、実際は午後2時から開会しました教育委員会臨時会で報告を申し上げます。本日は、それ以降の状況につきましてご報告を申し上げますのでございます。

3月13日午前10時30分、このことにつきましては、前回の臨時会でも報告申し上げましたが、宮城県大崎保健所から職員がおいでいただきまして、南郷学校給食センター、それから原材料を納品しております事業所 事業所については4カ所、立ち入り調査を実施してございます。立ち入り調査につきましては、翌日の14日まで行ってございます。その日の夕方、4時ですが、教育委員会の臨時会終了後に教育次長須田が遠田警察署のほうに今後の対応について届け出等が必要か否かと、それらも含めて相談に行ってみました。

その結果、事件性が存在するとは想定しがたいという警察のほうの判断でございまして、特段調査依頼の届け出等は必要ないのではないかというアドバイスをいただいております。

しかし、警察としましても、概要を把握するために、後日、現地を見せてほしいという依頼がございました。

翌14日でございますが、ここにあります一般財団法人日本食品分析センター、東京都渋谷区にある財団法人ですが、そちらのほうに異物を郵送しまして成分分析調査を依頼しました。それから、同日午後1時30分、前の日に遠田警察署に伺った際に立ち入り調査を行いたいということでございましたので、その翌日、1時30分に南郷学校給食センターに、それから、南郷小学校におきましては、子供たちが帰った後の3時半過ぎにそれぞれ現場を見ていただき、職員のほうから聞き取り調査を行ったというところです。

その結果につきましても遠田警察署からは特に事件性としての可能性はないというふうに言われてございます。

同じくその日の2時45分、月曜日、火曜日と2日間、南郷学校給食センターと、それから原材料を納品しております事業所を立ち入り調査してございました宮城県大崎保健所から、調査が終わったと報告がありました。その結果としては、事業所のいずれにおいても異物が混入すると思われる原因につながるものは確認できなかったとの電話での報告がございました。

それから、その日の夕方、夜7時からですが、教育長の報告にもありましたように、なんごう幼稚園、南郷小学校、南郷中学校、南郷学校給食センターが配食している教育施設ですが、そちらの各保護者に対して合同の説明会を開催してございます。参加者は少なくとも17人でございました。

この説明会に使用したのが、次のページにあります別紙資料、学校給食における異物混入についてというものを使用してございます。これは発生時からその時点までのそれぞれの経過を書いたものでございます。これは後ほどごらんください。

それから、翌日の3月15日、こちらのほうにつきましては、公表はしなくては

いけないだろうということで、公表に踏み切っております。

公表の方法としましては、マスコミに投げ込み、あるいは記者会見等いろいろございますが、今回は投げ込みという形で、新聞社5社にファックスを別紙資料2のもので、午後4時に一斉に送っております。

これは地元の大崎タイムス、それから河北新報社、それから中央紙であります3社、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、この5社にファックス送信による投げ込みによる公表をしております。その結果、河北新報と朝日新聞、読売新聞、それから大崎タイムスと4社が掲載しております。

その次の週に入りますが、3月21日に一般財団法人日本食品分析センターへ異物の成分分析調査をお願いしていたところから、速報で、ファックスで報告をいただきました。正式な書類は3月23日に郵送で届いております。

こちらは別紙資料の3です。こちらをごらんください。

左肩に「JFR L」と頭文字がありまして、試験報告書と書かれた別紙資料3でございます。これは向こうから来た報告書をコピーしております。

結果は、開いていただきまして、その裏に異物検査の結果ということで依頼者は、本町の教育委員会、検体はガラス片のようなもの。それから、試験目的は検体が何であるかを調べるということです。

試験概要としましては、外観観察とエネルギー分散型X線分析法による元素の定性試験という試験のようです。

試験結果及び考察と、ここを見てください。

まず外観観察におきましては、検体は大きさ約17ミリ×約8ミリ×約3ミリの無色透明の小片で、湾曲しておらず平らであったと。また、検体にはガラスが割れた際に見られる縞模様が見られたということで、写真の1-3という、次のページの裏側にあるんですが、割られた縞模様が見られたと。これによってガラスであるということは間違いのないことのようにです。

2)のエネルギー分散型X線分析法によるガラスの定性試験というのですが、これは何が入っているかというのを調べたところ、検体から多量の酸素及びケイ素並びに少量のナトリウム、マグネシウム、アルミニウム及びカルシウムが検出され、そのガラスはソーダ石灰ガラスと類似していたということです。

次のページの右側ですが、上の表は今回調べた検体のグラフです。それが下のほうのソーダ石灰ガラスのグラフと類似しているということで、ソーダ石灰ガラスに間違いのないであろうというような、間違いのないとは書いていませんがかなり類似しているというふうに書いてございます。ですので、このグラフから見ても、ソーダ石灰ガラスには間違いのないだろうというふうに思います。

それで、前に戻っていただきまして、以上の結果から、検体はガラス片と考えられると。ソーダ石灰ガラスの可能性が高いということですね。

次の2行ですが、一般にソーダ石灰ガラスは窓ガラス等の建材、ビン等の食品保存容器、コップ等の食卓用品、化粧品等容器等の家庭用品などに用いられているというのがソーダ石灰ガラスだそうです。

それで、かなりの広範囲に広がって使われている一般的なガラスというふうに結

果が出たというところでございます。

それでは、最初の1ページと書かれた学校給食における異物混入についてというところのページにお戻りください。

これが3月21日の夕方に速報でファックスが届いてございます。それで、23日に郵送で報告書が届きました。

めくっていただきまして、報告書が届いた3月23日、報告書が届きましたので、今回被害に遭われました児童宅を、教育長と、それから南郷小学校の校長、そして私の3人で再度訪問しまして、母親、お母様のほうに異物の調査結果、今回の調査した結果をご報告申し上げました。保健所で行った立ち入り調査、それから警察等による立ち入り調査、それから、当然、教育委員会としてもその前に調査を行っております。その状況についてもお話をしました。そして、今度行った成分調査、それらについてご報告を申し上げたというところでございます。

さらには、教育委員会教育長と協議をしまして、23日、この報告書が来た段階で、いつまでも学校給食センターを休業しておくわけにはいかないと。保護者の方には次の翌日24日が幼稚園、小学校、中学校の修了式でございますので、文章でお知らせするとすれば24日の日しかないであろうということで、23日の段階に、保護者の方に調査の結果の報告と、それから再開するめど、再開する計画についてお知らせをいたしました。

これが別紙の資料4でございます。この報告書の次になりますけれども、資料めくっていただきまして、南郷小学校保護者各位、南郷中学校保護者各位と、それから南郷幼稚園保護者各位ということで、教育長名でこのような文書を出してございます。

まず、重ねてお詫びを申し上げまして、その後、3行目からですが、教育委員会では、南郷学校給食センターにおける原材料の搬入、給食調理と学校までの搬入の各工程を綿密に調査いたしました。異物が混入すると思われる原因を判明させることはできませんでした。また、宮城県大崎保健所においても南郷学校給食センターのほか、原材料の購入先である事業所に出向き、それぞれ立ち入り調査を実施しましたが、異物が混入すると思われる原因の判明にはつながるものは確認されませんでした。混入した異物について、一般財団法人日本食品分析センター（東京都渋谷区）に検査を依頼したところ、窓ガラス等の建材、ビン等の食品保存容器、コップ等の食卓用品、化粧品容器等の家庭用品などに多く使われているソーダ石灰ガラスの可能性が示唆されたという結果が示されております。また、異物は大きさ約17ミリ×約8ミリ×約3ミリの無色透明の小片で、湾曲しておらず平らであるとの結果も報告されております。

教育委員会では、異物が湾曲しておらず平らであったことから、コップや容器等ではなく、ガラス等の建材の一部ではないかと推定しております。しかし、それ以上の詳細な内容は検査から判明せず、今後調査を継続しても原因を突き止めることが非常に難しい状況にあると考えております。

よって、教育委員会では南郷学校給食センターにおける事故防止に万全な対策を講じると同時に、再稼働するための準備を進め、平成29年度の第1学期の学校給

食の開始日から学校給食を再開したいと考えております。

今回の、この後は重ねておわびを申し上げた内容です。

このような形で教育長のほうで判断をしまして、3月24日修了式の日にご子供さんにこのチラシを配布し、平成29年度の第1学期から給食センターを再開すること、再稼働するということを決定してございます。

それでは、先ほどの資料のほうにお戻りください。

このような内容で園児、児童生徒に家庭へ持ち帰る方法で配付をいたしました。

それから、本日、3月27日月曜日ですが、教育委員会3月定例会で経過等を報告したと。すみません、ここの部分が、先に29日に開催する議会の全員協議会に説明資料用として作成したものを、同じ内容で本日の教育委員会定例会に使わせていただきました。この部分、訂正をしないで出してしまいましたので、「経過等を報告した」という過去形で表現されてございます。「報告する」でございます。訂正をお願いします。

3月27日、本日、教育委員会のほうにご報告申し上げ、今後としましては、3月29日水曜日に議会のほうに報告をするという内容になります。

なお、宮城県大崎保健所、それから宮城県教育委員会のほうには今後書類をそろえて報告をし、同じように遠田警察署にも報告をするという運びでございます。

それから、再発防止策でございますが、4点ほどここに書いてございます。

まず1点目は、学校給食危機管理マニュアル、これはちょうど平成28年度中に作成作業を行ってございます。それは3月までに作成しますので、その部分に異物混入の部分をもう一度見直して、さらなる強化した危機管理・内容を盛り込んだ上で、3月までにマニュアルを作成するという事です。それを町内の各調理施設に、各学校の調理施設ですか、そちらにも周知を徹底して、マニュアルに従った危機管理を徹底していくという事です。それが1つです。

それから、もう1点は、原材料に混入されているということも十分にございますので、そちらのほうの原材料の検収に当たっては、これまではなかったんですが、異物混入チェック表というものを新しく作りまして、それをういて目視による確認を強化していくという事です。

例えば、おからであれば、袋からそのまますぐ鍋とかにあけるのではなくて、一度平たいザル等に広げて、手なりあるいはヘラ等で確認するとか、そのような検収したもののチェックを強化するという事です。

それから、3点目は、これは今までも行っておりましたが、施設内の使用器具等の日常の安全点検をさらに強化するという事です。

それから、4点目は、今回、南郷学校給食センターでこのような事故が置きましたが、ほかの小牛田地域の各学校の給食施設の職員にもしっかりと情報を共有し、調理施設でこのような事故が発生しないように情報を共有して徹底していくという事です。

今後の計画としましては、ここにも書いてありますように、先ほどお話ししたように、4月1日から南郷学校給食センターを再稼働し、4月11日、この日が学校給食の提供日でございますが、この日から学校給食の再開、提供が再開できるよう

にしていくということでございます。

3月13日の教育委員会臨時会で報告した以降の経過と、それから、今後の南郷学校給食センターの再稼働、学校給食の再提供、提供の再開についてご説明をさせていただきます。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうも丁寧なご説明、ありがとうございます。

ただいまの報告に何かご質問等ございますでしょうか。

2番（成沢明子） 質問ということではないんですけども、やっぱりこの件に関してできる限りの手を尽くしていただいたということは、保護者にとってもすごく今後の安心につながるんじゃないかなと思います。

17人という保護者の数ですけども、その皆さんからの意見みたいなお話はどんなだったんでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 発言のあったのは3人だったですかね。3人の方ですが、お一人の方はちょっと的外れた感じの質問、意見でございまして、4月から始まる調理業務の一部業務を外部に委託するんですが、そちらの指定管理者に頼むのと勘違いされているようで、その辺について少し長々とお話がありまして、その方が、保護者でもなく、関係しない方とは言いませんけれども、住民の方でございますので関心があって来られたんでしょうが、ちょっと質問が長かったので、ご父兄の方が途中で帰られたり、そういった状況もありまして、まずそれがお一人、その意見がありました。

あとお二人目の方は、この方もおばあさんといいますが、保護者ではないんですけども、現役時代、学校給食に長年、40年間ぐらい携わっていたと。その方がお話しするのは、異物混入はやはりどうしても発生してしまうと。その原因を追究していくというのは今後の調理員同士の職場のコミュニケーションも含めて大切なことなので、しっかりと調査をして、原因を追究してくださいというお願いでした。

もう1点は何でしたかね。お二人でしたかね。（「心のケアと言っていました」の声あり） そうだ、あとあれでした。児童の心のケアについて、学校側として十分にお願ひしたいということでした。それで、南郷小学校の校長先生のほうから、その心のケアの状況等を説明していただきまして安心していただいたということで、3人でした。

委員長（後藤眞琴） ほかは何かございますでしょうか。

3番（留守広行） 再発の防止、かなりこれからやっていかないと、再発したら大変なことになりますので、よろしく願ひします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、学校給食における異物混入についてを終わります。

日程 第10 報告第61号 平成28年度美里町議会3月会議について

委員長(後藤眞琴) 次に、「日程第10 第61号 平成28年度美里町議会3月会議について」を事務局からお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) それでは、3月会議の実施状況についてご報告を申し上げます。

2月定例会でもお話ししました一般質問につきましては、3人の議員から質問があったとおりでございます。そちらのほうにつきましては、教育委員長と教育長、そして私の3人で答弁を申し上げました。

福田議員からは、質問の順番で申し上げますと、福田議員からは学校再編についてということで3点ほどご質問がございまして、再質問もそれほど内容の濃いといえますか、繰り返し聞いてくるような質問が主なものでございましたので、よろしくお話ししたいということです。

前にもお伝えしましたように、アンケートについては賛成反対のアンケートではなくて、保護者あるいは住民の方々のご意向をお聞きするアンケート調査を実施するんだということをお話ししてございます。

それから、福田議員からもう1点、子育て支援の関係で、インフルエンザの予防接種等に絡み、町の小中学校、幼稚園のインフルエンザの状況について、こちらは数字だけ報告しました。数字だけを述べて答弁したのですが、実際は、福田議員のお話ししたいのは、インフルエンザの予防接種の補助金を拡大してほしいということのようでございます。そちらについては健康福祉課のほうから回答してございます。拡大する考えはないということです。

それから、柳田議員から次に質問がございました、柳田議員は中塚小学校のプールの関係、それから、不動堂小学校の校庭の排水対策、それから、校庭芝生の段差解消ということで、2月定例会でお話しした内容で答弁をしてございますが、再質問は中塚小学校のプールだけに再質問がございました。何としても中塚小学校のプールをつくってほしいという一点張りの質問だったんですが、回答のほうもこればかりだと。かわりに北浦小学校のプールに送迎をしっかりと行うので、そちらを代替に使っていただくということで答弁をしてございます。

それから、3人目は前原議員、2日目に入りましたが、前原議員から学校の再編整備についてと。まず、場所がどこになるのかということと、それから、特色のある学校教育のビジョンについてというご質問でございました。こちらにつきましては、場所の駅東を想定しての質問でございました。前原議員自身が駅東が考えられるのではないかとということをお話をし、もし駅東となった場合は、東北本線の踏切の問題、そちらのほうについて大変大きなネックになってくるのではないかと、それについてどう考えているのかと、教育委員会の考えをただされました。議員と同じ考えで、東北本線の三十軒踏切ですが、そちらの横断が大変生徒にとっては危険な箇所であるので、改修をしなければいけないという考えを述べております。

それから、特色のある学校教育のビジョンについてというところで、英語教育の関係でございました。こちらの方についても、9月だったと思いますが、9月の一般質問と同じような質問で、教育委員長、教育長のほうからそれぞれその英語教

育の特色を出した学校づくりを行っていききたいという内容で再質問に対しても回答してございます。

一般質問は以上のような内容でございました。

それから、次に、一般質問が終わりました後、教育委員会関係としましては、条例の制定がございまして、新しく条例を制定しましたのは、美里町郷土資料館条例でございまして、こちら2月の定例会のほうで案文を見ていただきましたが、これにつきましても内容を町長のほうから説明しまして、担当課の課長である私のほうから説明をいたしました。こちらにも何人かの質問がございまして、一番多かったのは職員の配置がどうなっているのかということでございます。

職員の配置は常時職員が配置するのではなくて、兼務になるということでお話をしましたらば、3人の議員からでしたか、ぜひきちんとした常勤で配置できるような体制、ある議員は3人くらいの職員を配置してほしいという、配置するようすすべきだというご意見が出されてございます。

それに対しまして、教育委員会としましては、できるだけそれらの体制がつけられるように、今後進めていきたいと。1年目はある程度試行的なところがあるので、この体制で進めさせていただきたいという内容で答弁をしております。ただ、内容的には人事の関係でございまして、はっきりと教育委員会では明言できないんですが、そのような体制をつくれるように町長のほうに要望して進めていきたいという内容で答弁してございます。

次に、教育委員会に関係しますのは、平成28年度の一般会計補正予算でございましたが、こちらのほうにつきまして、主に減額する内容でございましたが、こちら提案した内容で可決されてございます。

その後、平成29年度の当初予算、一般会計から特別会計まで7会計ですね。7つの会計について当初予算の審議が行われました。こちらは毎年度同様ですが、分科会、特別委員会というのが設置されまして、そちらの分科会のほうでそれぞれ審議するという形式がとられてございます。

まず、分科会に分かれて、それぞれ2つに分かれています。それで、教育委員会が属する分科会は、教育民生分科会でしたか、教育民生分科会という内容でございまして、教育委員会あるいは町民生活課、健康福祉課、それから水道事業所等の教育民生関係の分科会、委員長は福田議員でございまして、そちらのほうへ属しまして、職員が全部来まして、3月14日でしたか、9時半から夕方5時まで、それぞれ分科会の聞き取り調査がございました。

その中で1つ1つ、1項目1項目ずついろいろと質疑等を受けています。それで、それをその分科会でそれぞれ各課の聞き取りを行った内容から、その分科会の委員長が全体の特別委員会の委員長のほうに議場で報告をするのですが、その内容の中で教育費について述べられたのは2点ほどでございます。

1点は、小牛田地域幼稚園の給食開始に向けて万全を図りたいという内容です。2点目も給食関係ですが、南郷学校給食センターの調理業務の民間委託については管理指導を図りたいという、教育費についてはこの2点の分科会からの意見が委員会へ出されているということでございます。

このようにして、2つの分科会に分かれて審議された特別委員会は、一般会計から特別会計まで全て可決するべきであるという意見を付して、議会本会議のほうに意見が出され、議会本会議の中でも平成29年度の当初予算について、各会計、7会計がそれぞれ会計ごとに可決をするんですが、一部においては全員賛成の可決、一部においては賛成多数による可決という形で、いずれも可決されたという内容でございます。

3月会議につきましての報告は以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問等ございますでしょうか。

委員長（後藤眞琴） 質問ではないんですけども、郷土資料館について、文化財保護委員の方、知り合いの方から呼びとめられて、文化財保護委員会の2月の会議録を読んだかどうかということで、全然今まで一度も読んだことがないと、それはどこに置いてあるのかって聞いて、図書館に置いてあるかと思ったら、置いていない。そこで、今度の資料館について、かなり委員長の佐藤憲一先生が苦言を呈したというんですね。会議録を読んでないのでわからないんですけども、その方の話ではどうも資料館の体を成していないんじゃないかというようなお話になって、それで、たまたま文化財保護を担当している岩淵さんに聞いたんですけども、それがそういう重要なことは教育委員会で諮るような形にしてほしいというお願いをしておりましたので、その辺のところ、そういう佐藤憲一先生が元仙台市博物館の館長さんで本当によく知っておられる方なので、そういう方に担当者がいろいろそうやってアドバイスもらうような形にさせていただくことで動いています。それで、今日、みんなで郷土資料館を見学しますが、その辺のところどうぞよろしくお願いいたします。

ほか何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、平成28年度美里町議会3月会議についてを終わります。

審議事項

日程 第11 議案第26号 美里町教育委員会組織規則の一部改正について

委員長（後藤眞琴） それでは、審議事項に入ります。「日程第11 議案第26号 美里町教育委員会組織規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から提案理由を説明お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、議案第26号美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。

この改正の内容は、まず2つ、大きく分けて1つなんですが、今回の改正に合わせてもう1つも改正するということです。

まず、今回改正する目的となりましたのは、新旧対照表をごらんいただけるでし

ようか。新旧対照表、横に見るやつですが、1ページから14ページまであります。左側が現行の美里町教育委員会組織規則になってございます。こちらのほうには、趣旨、期間の分類、期間の定義ということで、第1条からずっとございまして、今回、改正するのは第6条課及び係の設置というところです。この第6条事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該右欄に掲げる係を置くという規定で、この表をつくっていますが、これまでは総務係から文化財係までの5つの係を教育総務課に置いていました。それを右側を見ていただければおわかりのように、一番下の学校給食係というものを追加いたします。理由としましては、提案文の理由にも書いておりますように、学校給食が公会計化されたことによって、事務事業がふえてきてございます。こうしたことから、これまで教育総務課の学校教育係に学校給食の業務が入っていましたが、それを学校給食係として新たに設置するものでございます。

ここに学校給食係を追加することによりまして、今お話ししたそれぞれの係の分掌事務が変わってきます。それは、3ページの上段のほうにありますけれども、第9条分掌事務というところです。総務係からありますが、総務係の変更はございません。次のページの4ページの学校教育係の左側、現行では、第12号、(12)ですね。ここに学校給食に関する事という事務分掌が学校教育係に位置づけられていますが、これを削るといことです。削って、それぞれ号を繰り上げます。そして、5ページですが、文化財係の下に学校給食係を加えて、1号から3号まで、(1)から(3)まで、1号は学校給食に関する事。2号は食育の推進に関する事。3号は地産地消に関する事。1号については、先ほどの学校教育係からの移動といいますか、こちらのほうへ移動です。2号と3号は、新たに追加したものでございます。このような形で教育総務課の係を1つふやすという改定を行いたいといことです。

それから、36条を見てほしいのですが、11ページになります。

これは現行も改正後も同じ条文、改正される内容はございません。法令または条例の定めるところにより、設置された附属機関の名称及び担任する事務並びに当該附属機関の庶務を所管する課等は別表第2のとおりとするといことと、この36条の別表第2を改正したいといふうに思います。それは、次のページの12ページですが、12ページの上のほう、別表第2(第36条関係)といことと、現在は法令によるもの、社会教育委員がございまして、これは教育総務課でやっていると。次、2としては条例によるものといことと、心身障害児就学指導審議会、それから学校給食調理施設運営委員会、それから学校教育環境審議会と、3つしか現在載っておりませんが、先ほどの36条に書いている「附属機関の名称及び担任する事務並びに」といことと、附属機関がこの後ふえておりましたが、あるいはこの規則を制定した段階で記載が漏れたものがあったといことと、それらを追加してございます。記載漏れがあったのは、右側の文化財保護委員会、それから近代文学館運営審議会、それから、この規則の後に追加されて附属機関としてできました教育委員会評価委員会、それからいじめ防止対策委員会、そして次のページ、この2つが新たに規則制定後に追加されたものです。これら4つをこの表に追加した

ということでございます。これが2つ目の改正点です。

あと細かいところですが、9ページをお開きください。もう1点、ちょっと字句の誤りがありましたので、それに気がつきましたので直してございます。字句の訂正、9ページの下線引かれておりますが、第18条の第2項、「学校給食センターの事務分掌は次のとおりとする」ということで、附属機関の名称が2号ですが、「学校給食センター運営委員会」というふうに誤った名称になっています。これは「学校給食調理施設運営委員会」の誤りでしたので、この誤字を直すということです。

以上、教育総務課に学校給食係を追加することと、それから、第36条関係の附属機関の漏れているものを追加したことと、それから、第18条の学校給食調理施設運営委員会の名称の訂正ということで、3点を改正したいという内容でございます。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問ございますでしょうか。

委員長（後藤眞琴） 9ページの学校給食センター運営委員会とかっていうのですが、学校給食調理施設運営委員会、そのほうが適切なんだという意味は、センターそのものを運営するのではなくて、調理施設のことだけにに関する運営委員会なんだという意味にしたほうが、その運営委員会に託した仕事上から適切なんだということになるのではないかと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そういうことではなくて、学校給食センター運営委員会はこの学校給食センターだけの運営委員会になってしまうので、教育委員会で行っているのはそれ以外に小学校、中学校の給食施設も所管しています。ですので、給食施設全般の運営を見るということで、給食施設という名前に変えています。

推測なんですけれども、南郷学校給食センター運営委員会という名前が残ってしまったのは、合併する前の旧南郷町の規則をそのまま使ったときに直し忘れたのではないかと思います。

委員長（後藤眞琴） そうすると、この南郷学校給食センターは調理施設だということですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです、そうです。それが1つの推測なんですけれども、直し忘れたというのも1つなんですけれども、あともう1つは、去年の4月から公会計化して、町で実施をするようにはなったんですが、その段階でひょっとしたら小牛田地域は学校長の配下で運営しているものなので、そちらのほうの運営審議は除外するという考えがあったのか、その辺は、どちらも誤りなんですけれども、そのどちらかだと思います。（「はい、了解」の声あり）

委員長（後藤眞琴） ほかが何かございますか。

委員（成沢明子） すみません、同じく関連ですけれども、学校給食センター運営委員会というのはほかに存在するわけではない。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 存在しません。

委員長（後藤眞琴） ほかが何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第26号美里町教育委員会組織規則の一部改正について、賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） こういう場合は「全員」でよろしいのでしょうか、1人欠席。

総務課課長補佐（早坂幸喜） いる方の中では全員です。「全員」でいいです。

委員長（後藤眞琴） 挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程 第12 議案第27号 美里町教育長に対する事務委任規則の一部改正について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第12 議案第27号 美里町教育長に対する事務委任規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から提案理由を説明をお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 議案第27号美里町教育長に対する事務委任規則について説明申し上げます。

これは提案理由にも書いていますが、委任事務の規定が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定と重複していることから項目の整理を行うものであるということでございます。

それで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、そちらのほうの25条第1項に事務委任をすること、教育長に事務を委任することができるとなっておりますが、その第2項には、次のものは委任できないことが法律のほうにうたわれています。ですので、この規則においても、定めるものは委任事務第2条ですが、法律に定められたもの以外で教育長のほうに委任のできないものだけの項目を残したということです。ですので、ここに載っていないものについては、事前に法律で除外されているという規定がございましたので、それらの重複した部分を外してございます。

それで、その次の第2条第2項につきましては、委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと。これについても、現行では「重要と認められるものについては」というような曖昧な表現がございましたが、そこを曖昧にせず、「委任されたものについては報告する」というふうにしっかりと明言、はっきりと言いつつ表現に変えているというところでございます。

3ページ以降に、現行の事務委任規則が掲載されておりますが、それらの整理を行ったものでございます。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問等ございますでしょうか。

これは私、時間をかけて審議したいのですが、確かにこれを前につくったときには、この法律にのっとっているのも含めて全部挙げてあるわけですね、内容が。それで、今度はその重複しているから法律に書いてあるから、それ以外のものを書けば、書いたほうがいいだろうということで整理したというんですけれども、それで、管理及び執行の状況を教育委員会へ報告しなければならないと、これは今の改正されたものにのっとっているというわけですよ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。

委員長（後藤眞琴） それで、改定をしたら、私のこの法律の解釈によると、1、2、3……、14までありますね。その3番目の教育に関する予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることというのは、これは法律にはないのでないかと思うんだけど、これでこの新しいところ、これはどこに入ることになりますか。1から6まで。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） はい、これを私も入れるか入れないか迷ったんです。

委員長（後藤眞琴） 私の解釈でそこ、それから、6番、前の部分、教育委員会事務局の職員について。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） この部分については、教育長のほうに委任していただければなという気がするんですけども。それで、「その他議会の議決を経るべき」、ここが、その他教育長が重要と認める案件に入ってくるものについては諮るんですが、補正予算とかも含めて、その都度その都度諮るとなると、なかなか今年議会でも、例えば、来週にすぐ議会というのも十分ありますので、その辺の簡易なものについては教育長の専決、事務委任していただいて、そしてその議決を諮る議案の内容によって、臨時会で集まっていたら審議をしていただくというふうにしたほうがよいのかなというふうには考えました。ですので、事務委任の中に入れていただければ、当初予算のように提案するまでに期間がかなりあるものについては、その途中に開催される定例会等でご審議いただけたと思いますが。それは新しくつくる（6）の重要かつ異例に属する事務で教育委員会の決定に諮らしめる必要があると認めるといふものに。

委員長（後藤眞琴） 8番目の県費負担教職員の服務監督の一般方針を定めるといふ、それもどこにあるんですかね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これはここになかったですか。

委員長（後藤眞琴） この4番目の教育委員会、法律ですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これに入ってこないですかね。

委員長（後藤眞琴） これはその他の教育機関の職員というときに、この職員って後で出てくると、その職員は県費職員ですよとなっているんですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） はい、そうです。

委員長（後藤眞琴） そうすると、これはこの服務監督の一般方針を定めるって。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） この4番に入ってこないですか。

委員長（後藤眞琴） 入ってこないのではないのでしょうか、任免その他の人事に関するね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 人事に関するからです。
委員長（後藤眞琴） どうして私、こういうあれになるんだろうと。法律改正によって運用の仕方次第ではかなり教育長の権限が強くなりますので、それをそういうことのないようにすると、教育長の独断という、これからね。そういうのをさせないためには、やはり、教育委員会の権限というのを広げておいたほうがいいのではないかなと。

それに、これは平成29年4月1日から施行するとなっていますよね。これ、必ず4月1日からしなければならぬというものでないですよ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。

委員長（後藤眞琴） 教育委員さんたちにこの新しい法律はこうなっていますよと。古いのはこうですよ。それでこんなふうにしたらどうですかと、もうちょっと時間をかけて資料をお渡しして検討するので、もう一度機会を設けていただいたらどうかと思うんですけども、いかがでしょう。

委員（成沢明子） 現在の掲げるもの以外の事務というのが14あるんだけど、今度は6つに少なくすると。その場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定と重複している分を除いたということなんですけれども、その地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定を今持ってくれば、以前に渡されたと思うので、持ってくればよかったんですけども、持ってこないで手元がないので、次長と委員長のお話しされていることを把握できない。今はね。そういう感じですので、委員長のお話しされたように、もう少し時間をかけてしていただければなと思うんですが。

委員長（後藤眞琴） どうですか。じゃそういうふうに、もう一度、この法律の改正されたものと前のものを資料としてみんなにお渡しして、それでもう一度それをもとにもう一度検討するというにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） じゃそういうふうにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

日程 第13 議案第28号 美里町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第13 議案第28号 美里町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から提案理由を説明をお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。

これは、これも新旧対照表で見ていただいたほうがわかりやすいと思います。新旧対照表を見てください。

この美里町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則というのは、

第1条から第4条までと、3条と4条は省略していますが、この中の第2条の補助執行をする内容を変えています。

現在の現行のほうの第2条を見ていただければ、「次の各号に掲げる事務をまちづくり推進課長に補助執行させるものとする」ということで、(1)から(6)まで、第1号から第6号まで、6つ掲載していますが、このうちの第1号から第5号、社会教育の推進に関することから、その他社会教育に関することまでを今回、補助執行を終了させたいと。教育委員会のほうで執行したいという考えで、それに合わせた規則改正でございます。

それで、このような表現から、まちづくり推進課長に補助執行させるものが複数ありましたので、このような第1号から第6号、(1)から(6)までと列記する表現をしておりましたが、今回、第1号から第5号までを削除するとすると、第6号の学校体育施設開放に関する1個しか残りませんので、これは羅列した、列記する表現ではなくて、次のような文章に変えていきたいと思っております。

改正案の第2条のほうを見てください。「学校体育施設開放に関する事務をまちづくり推進課長に補助執行させるものとする」というふうに字句を改めるものでございます。

学校体育施設開放につきましては、特に小牛田地域、南郷地域もそうなのですが、5時以降の時間帯で、警備員等に鍵の受け渡しをお願いするようになります。警備員等につきましては、町長部局側の事務部局で行っていますので、教育委員会としてはそちらの町長部局の事務執行に補助執行をしていただかないと、鍵の受け渡し・管理等はできないということで、この部分については町長の事務部局のほうに補助執行を継続して行うということでございます。

先ほどお話ししましたように、それ以外の社会教育に関するものに関しては、平成29年度から教育委員会で執行するというものでございます。

以上でございます。

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。

先ほど、社会教育係というのが教育委員会にあって、それで補助執行をまちづくり推進課に預けたというのはちょっと何だか変ですよ。ですから、今回教育委員会へ戻したということで、社会教育に関する仕事が効率よくできるのではないかなと思っています。

ほかに何かご質問はございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長(後藤眞琴) それでは、討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長(後藤眞琴) 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第28号美里町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、賛成する委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長(後藤眞琴) 挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程 第 1 4 議案第 2 9 号 美里町学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第 1 4 議案第 2 9 号 美里町学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、第 2 9 号について説明申し上げます。

こちらのほうは、主にスポーツ少年団が学校開放施設、学校体育施設の開放で利用する場合に 1 0 割を減免するというところで行ってまいりましたが、一部夜間の照明については 5 割しか減免しないという内容で来ました。

新旧対照表を見ていただきまして、新旧対照表の 2 ページの第 6 条です。電気代がかかるのでという内容だったと思うんですが、今お話ししたように、第 6 条の（ 2 ）、第 2 号のところ、将来のスポーツ少年団が団活動に使用する場合に関しては使用料を減免するのですが、カッコ書きで、「ただし、体育館を使用する場合は全額」というカッコ書きをつけて、「そのほか町内のスポーツ少年団が団活動に使用する場合は 5 割」となっています。5 割の減額しかしないという規定がありました。それで、町内のスポーツ少年団から、特にサッカー、野球、外で行っている、グラウンドを使っているスポーツ少年団なんですけど、そちらのほうから同じスポーツ少年団で体育館を使う場合とグラウンドを使う場合とでこのように差があるのはおかしいのではないかと。団活動においてもいろいろ大変なので、体育館使用と同じように 1 0 割にしてほしいという要望が町長あるいは教育委員会のほうに寄せられておりました。

それで、4 月から体育館であろうと、その他のグラウンドであろうと、夜間照明だろうと、スポーツ少年団の団活動には 1 0 割の減免というふうにしていきたいというふうに考えています。

第 6 条の使用料の減免の表記、第 2 号の字句を改めまして、町内のスポーツ少年団が団活動に使用する場合は 1 0 割というふうに改正を行いたいものであります。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問ございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第 2 9 号美里町学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について、賛成する委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） 挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 2時04分

委員長（後藤眞琴） それでは、再開いたします。

委員全員が出席しておりますので、委員会は成立しております。

協議事項

日程 第21 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針（案）について

委員長（後藤眞琴） 日程の順を変更して、協議事項に入ります。

「日程第21 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針（案）について」を協議いただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 皆さん、ご苦労様でございます。

2月中旬にこの方針案をお示しいたしまして、さまざまなご協議をいただきました。それに基づいて修正した部分をご説明申し上げたいと思います。

特に、前回の委員会でご指摘がありましたのは、美里町としての公立図書館のあり方の部分をもうちょっとカラーを出してもいいんじゃないか、特徴を出してもいいんじゃないかというふうなことのご指導がありましたので、まず1ページでございますけれども、少し、「初めに」という項目をつけ加えましてボリュームアップしている部分がございます。

ここで新たに引用させていただいたのが、ユネスコ公共図書館宣言というものでございます。この文章の3行目の中ごろから、かぎ括弧で引用の部分を表現しておりますけれども、ここでは10数行ございますので、この引用文の下の3行部分ですね。公共図書館のサービスは年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語あるいは社会的身分を問わず、全ての人々が平等に利用できるという原則に基づいて提供されるということを申し上げておられるようでございます。

ここの部分を引用することによりまして、我が町としての公共図書館の大きな理念と申しますか、そういうものを次の段から申し上げている状況でございます。

まず、公共図書館は、「赤ちゃん」という表現を使っておりますけれども、赤ちゃんから高齢者まで全ての利用者が正しい知識として知りたい、学びたいという読書欲求に応えるために資料と情報、学習の場を提供することが必要とされるというふうなことを述べております。

それから、「また、」以降は、さまざまな資料の貸し出し、地域資料の収集、そして住民との、「利用者とのコミュニティをつなぐ情報拠点」というふうなフレ

ーズもございますし、あとは利用者個人が学び集うことにより、新たなコミュニティが形成され、地域を支える大きな力となると思われるというふうなことを、図書館は、これは2ページのほうに行きますと、上のほうに、図書館は資料と情報によって過去・現在・未来をつなぎ、情報と人をつなぎ、人と人をつなぎ、地域と社会全体の発展の礎となるというふうな考えてみました。

そして、問題の第1、策定の目的というところでございますが、ここが何やら美里町としての特徴が見えないので、少しそこを考慮してはどうかというふうなご教示をいただきましたので、まずは前回と同じ部分ではございますが、「美里町近代文学館は平成2年に」から10行ほど述べているところがございまして、「学校連携とサービスの充実を図ってまいりました」というふうな現在までの実践の状況を述べているところは、これは変わりありません。

さらに、次の3行ですけれども、「平成27年度に近代文学館運営審議会で答申を受けて、それを具現化するために運営方針を策定するものだ」というふうなことも、これらも変わっておりません。

次からなんですけれども、「近代文学館は」というところなんです、開館27年を迎えまして、南郷図書館は合併後からの運営ですので10年が経過しようとしていると。両館がこれまで担ってきた役割とこれまで実施してきたサービスを踏まえて、さらに利用者に寄り添う図書館構想を示していきたいというふうな考えでございまして。

まず、ユネスコ宣言にもあるんですけれども、やはり公立図書館というのは広く生涯教育の観点から、乳幼児から高齢者まで、来館困難者の方もいらっしゃいますが、さまざまな人的なバリアに左右されることなく、やはりさまざまな人が集い安らぎ学ぶ場としての施設を目指すべきであろうということで、利用者の課題解決のための幅広い資料要求、情報要求に応えるため、資料収集と保存、提供を行いつつ、町民の学習拠点としての機能を目指すというふうな考え方を示しております。

そして、そのツールとなるものが、いわゆる地域資料や行政資料を収集保存するというところもあるかと思えます。また、地域の歴史文化を伝えてまいりたいと。前提としてそういうものを伝えてまいりたいというふうな考えでございまして。

また、我が町の小牛田図書館の特徴といたしましては、千葉亀雄関連資料の収集ということも業務の一端としてございますので、今後、千葉亀雄の業績というものを文学史上に残る業績というものを広く町民の方に広めるための方法をさまざま考えてまいりたいなというふうなことでございまして。

また、平成28年度においても、実践をしてまいりましたけれども、町民ギャラリーで展開されます芸術、それからさまざまな講習会などの展開も町民ギャラリーで行っていかうというふうな考え方でございまして。

また、南郷図書館につきましては、暮らしに密着した資料と情報を提供していくというふうなことを目指したいと考えております。心が、やはり子供たちが、特に教育施設が近くにありますので、安らぎ集える場と、資料の提供を行い、読書環境を充実してまいりたいなというふうなことでございまして。

福祉関連の利用者の方もおりますので、障害者等も利用しやすい図書館サービス

を行ってまいりたいということでございます。

以上、こちらのほうの「初めに」というものをつけ加えまして、策定の目的というものを示すことによって、前回とは違うところというところでお示ししたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。

私のほうからちょっと説明させていただきます。

前の教育委員会で、この運営方針をつくるに当たって、私も入らせていただくというのをご承認いただいて、お話ししていたんですけれども、私のほうの都合がつかなくて、きちっとまだ話し合いが途中の段階でありまして、今、概略、館長さんから説明していただきましたけれども、これからもう1回、文言とかを詰めていきたいと思っております。

それで、手続は、これはちょっと館長さんのほうから。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 本日、前回のご指導、ご教示に基づきましてこういうふうに整理させていただいたんですが、事務局の中でもちょっとお話をさせていただいていたんですけれども、運営審議会ですね。近代文学館の運営審議会のほうに一度お示したほうがいいのではないかと。方針が、いかにこの運営方針で具体化されているのかということに対して、運営審議会のほうでは大変、それぞれの委員さんが関心を持たれているようでございますので、実は29日に運営審議会があるんですけれども、流れとしてはこういう運営方針が案としてでき上がっているというところでお示しをしまして、できれば一度なり二度なり、ご協議をいただきまして、それをまた整理した形で教育委員会のほうにお戻しをさせていただいて、その内容でよろしいかどうかということを最終的にご決定いただくような運びでいかがかなというふうなことを、次長のほうとも内々に協議はしておりました。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） そのことも含めまして、何か意見とか質問などございましたらよろしくお願いいたします。

今話し合ったので、学習室みたいなものあるいは談話室みたいなものをつくってはどうかという問題、それから、本の選定に関しては住民も参加していただいて、本の整理を進めていくと。その2点のことをこれからやっていきたいと思いますという話がついております。

何かございますか、何でも。よろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、さっきの手続は審議会のほうに、こういう形で諮っていただいて、そこで承諾を得て、それを教育委員会のほうに再度、最終的にはこういう形でよろしいですかというふうに伝えて、ここで再度審議する、そういう手続でよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） ではそういうことにしたいと思います。

ほか何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、美里町近代文学館・南郷図書館運営方針（案）についての協議を終了いたします。今日はどうもありがとうございました。

審議事項

日程 第15 議案第30号 美里町特別支援教育専門員設置規則の制定について

委員長（後藤眞琴） 次に、最初に戻って、休憩前のところの次に続きます。

それでは、「日程第15 議案第30号 美里町特別支援教育専門員設置規則の制定について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、特別支援教育専門員設置規則についてご説明申し上げます。

理由にありますように、町の教育委員会としまして、特別支援教育の一層の充実強化を図るため、教育委員会事務局に特別支援教育専門員を設置したいことから、設置に関し必要な事項を定めるものでございます。

まず、第1条には、この設置をするということを規定しています。

それから、第2条は選任。選任につきましては、特別支援教育全般に関して豊かな識見を有し、指導技術を身につけている者のうちから教育委員会が選任すると。

第3条につきましては、職務を規定しております。第1号から第4号まで、第5号につきましては、これら4号までのほかに教育長が必要と認める事項ということです。

まず1つは、特別支援教育に関する計画の立案及びその推進に関すること。2つ目に関しましては、特別支援教育を必要とする園児及び児童生徒の教育支援に関すること。第3号は、特別支援教育の関係機関の組織及び運営に関すること。第4号は、特別支援教育の教職員の研修に関することということでございます。

勤務につきましては週35時間以内。任期につきましては1年以内とすると。しかし、再任は妨げないということでございます。

平成29年4月1日から設置したいことから、平成29年4月1日からの制度から施行したいというふうに規定していきたいと思っています。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

委員（成沢明子） 特別支援教育専門員というのは、例えば、ほかの自治体でもやはり設けているものなんでしょうか。

委員長（後藤眞琴） 教育総務課長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 近隣では、そう余り聞いていません。ただ、

仙南の巨理町で、指導主事を県から派遣していただいて、指導主事を置いているんですが、その指導主事の先生がこのような特別支援教育専門員の役割を担っています。

それで、本町の場合、ほかの町を参考にしたわけではないんですが、どうしても必要性が出てきたのは、特別支援教育そのものが専門化というんですか、高度化というんですか、かなり広い範囲で、そしてそれぞれの個々のケースに対応したいろいろなさまざまなケアをしてきておりますので、学校の養護の先生がそれぞれそれに当たっていただいている中で、事務局の教育委員会教育総務課にその専門職員がいません。今、我々事務職が当たっているんですが、その事務職も専門化した事務職でないんですが、昨年4月の人事異動で担当が変わりました。その関係で、本当に素人がやっていける範囲は本当に事務的な手続だけです。養護の先生たちの支援とかあるいは調整とか、あるいは他の機関との調整、それらもなかなかうまくできない。やろうとしてもかなり時間も相当かかるということで、本町としてはこのような形で事務局に、教育総務課に専門の先生を1人配置して、学校間あるいは学校とご家庭の関係、あるいは学校と関係機関、支援学校との関係等の連携をスムーズに図っていきたいということで、今回新たに設置をお願いするものです。

近隣では、設置されたケースは余り聞いてはございません。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。

このことに関して、特別支援教育に関して、私、過年度、いつの議会だったか質問があって、それで事務局にどういうふうになっているかというのを出示してもらったんですね。そうしたら、かなりの数いるんですね。私もそのときに驚いたんですけども、だから、そういう人の教育というのは国のほうでも県のほうでも力を入れているんですけども、人間の配置というのをしていなくてあなたたちの努力でやりなさいというような、こういうこと、特別支援教育専門員みたいなものがあつたほうがいいんでないかなと思うんですけども、まずそういったこと。

ほかに何かございますか。

教育長（佐々木賢治） ちょっとだけ補足説明させていただきますが、特別支援教育連絡協議会という大きな組織が、それは訓令だったですかね。美里町の平成22年につくったものがあるんです。（「要綱かな」の声あり）それは県からの指導で、各町でそういったものをつくるようにと。それで、美里町は規則だか訓令のようなものをつくってはあつたんですが、なかなか機能を果たしていなかったと。協議会を立ち上げるのも立ち上げることができなかった。これは私の責任なんですけれども。それで、平成27年度に立ち上げまして、この辺でも支援校の校長先生とかそういった関係者の方々に組織をつくって、そしてさらにその中に特別支援教育コーディネーター等の連絡協議会という小さな組織があるんです。そういうのを教育委員会が事務局になって、そして美里町の特別支援教育について審議し、どういうふうに対応していったらいいのかという、そういった組織があるんです。

平成27年度に何とか1回立ち上げて、平成28年度は人事異動絡みもありましてできなかったんですけども、それで、今次長からお話があったように、この分野については、やはり専門的な、教職の経験とか、そういった方々が中に入って、

学校現場とのやりとりをしながら、いわゆる個別の指導計画、支援計画、そういったものをつくってやっていこうと。実際、「ことばの教室」も含めると、美里町に100名近い特別に配慮を要する子供がいるんです。そういったことについて、もう少し整理をして体制を整えていこうと。今、そういったことがかなり求められておりました、美里町、近隣ではないんですが、少しその辺を次長のほうでこういった専門員の設置を何とかやって進めていこうという考えで、今回提案させていただきました。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

それから、手続上、例えばこういう特別支援教育専門員、今度美里町で雇うとか用意する場合には、事前に教育委員会にこういう事情なので、こういうふうな専門員を設けたいという説明があって、それで一応そういうふうにしましょうというふうにして、規則とかやっていったら理解が深まるのではないかと思うんですけれども。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これ、前にお話はしていました。

施政方針のときと当初予算のとき、来年度このような形で設けたいというような話はしてありましたけれども。

委員長（後藤眞琴） 私は聞いていますから、だけれども、一応教育委員会の委員の人たちに伝わっているかなと、ちょっと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 2回ほどしました。

委員長（後藤眞琴） 成澤さん、お休みになっていたときあったから。聞いていましたか。覚えてますか。

施政方針の中の重要項目で。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 入っています。当初予算の一つの目玉ですので。

委員長（後藤眞琴） じゃ私が忘れてるんです。どうも申しわけありません。

じゃ、ほかは何か質問ございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。それでは、採決を行います。

議案第30号美里町特別支援教育専門員設置規則の制定について、賛成する委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） 挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第16 議案第31号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の制定について」を審議いたします。

事務局から提案理由を説明をお願いします。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） それでは、事務局のほうから説明申し上げます。

本来であれば、幼稚園の部分を担当しています主幹兼総務係長の高橋のほうからご説明するところですが、ほかの業務でちょっと手があかない状況でございますので、かわって私のほうから説明をさせていただきます。

美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則ということで、新たに制定をするものです。中身に関しましては、4ページのところに記載しておりますが、幼稚園預かり保育制度手続等を明確にするということが必要だということが1点。それから、現在は美里町立幼稚園預かり保育実施要綱、それから美里町立幼稚園預かり保育実施要領、さらには一時預かり実施要領、こういったもので運用してきております。ですが、基本的には許認可の部分になりますので、きちんと規則で設けたほうがいいということで、今回、規則のほうで定めまして、その分、今まで行っております要綱・要領は廃止をするというのが主なるものでございます。

まず、第1条で趣旨を述べております。

第2条に幼稚園、園児、保護者、世帯員、預かり保育、一時預かり保育、特定日等の定義について申し述べております。

第3条のところから利用定員というふうになっておりまして、3条の利用定員は別表となっております。こちらは4ページをごらんいただきたいと思います。

すみません、本日お渡ししたほうの資料をごらんいただければと思います。大変申しわけございません。

さきにお渡ししたものが、訓令とか告示を廃止するというのを規則の中に入れてしまったものですから、それは別途にするものだろうということで、改めて配付させていただきました。

今お話の部分は、利用定員ということで、第3条でございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

こごた幼稚園からなんごう幼稚園まで、それぞれ利用定員が別表1で60人、80人、50人というふうに定めているというところでございます。

続きまして、第4条に利用時間を定めております。利用時間につきましては、同じく4ページ、別表2ですね。別表2のほうに預かり保育の時間、それから、一時預かり保育の時間をそれぞれ明記させていただいております。この時間帯での利用ということになるということでございます。

第5条は休業日、幼稚園の預かり保育を行わない日ですね。その部分について、これらの日ということで定めております。

それから、第6条ではどういった方が対象になるか。そういった部分を明確にしているということです。

それから、第7条では、申込みに関する部分を規定しております。

それから、第8条に関しましては、審査及び決定について明確にさせていただいているということでございます。

特に、第8条の第3項に、前項の選考基準等については別に定めるとなっております。要するに、定員を超える人数が集まった場合、どうやってその人を基準を分けていくかといったことを行うためのものでございます。

その部分が、お渡ししたやつが一番最後になりますが、関連と記載した美里町立幼稚園預かり保育園児の選考基準等を定める規定と。今お渡しした資料の後ろから6ページ目ですかね。後ろから3枚目、左上に議案第31号関連と記載したものでございます。こういった形で規定で定めるということでございます。

これまでは、園長、教育次長等が集まって審査を行って、その中で振り分けをするというふうにしておりましたが、何を基準にするのかということに関しては明確に決めておりませんでした。ですので、今回はこういった規定で選考基準を明確にするということでございます。

その具体的な部分は、表のほうにございますが、例えば、父母がいない場合ということで、父親がいない場合は指数10ですよ。母親がいない場合も10ですよ、要するに、片方の親が欠けている場合、そういった場合は指数が10になりますよと。

それから、保護者が1日8時間以上の就労をしているという場合は10の指数ですよといった形で、それぞれのこの内容を点数化したというものでございます。この点数化を1人1人当てはめていきますと、合計の点数が出ますので、そうすると、その点数が多ければ、この人は明らかに預かり保育を必要とするんだねという客観的な資料になるということでございます。

これをそれぞれに当てはめていって、その点数に基づいて定員を超えたりする場合にはきちんと審査会で判断をするといったことを行いたいということでございます。

続きまして、第9条は利用の辞退、それから第10条に関しては利用の取消しの部分、それから11条で事故処理の部分、それから保護者の責務の部分、12条になります。そういった部分を明らかに明確にしながら町が行わなければならないもの、保護者がきちんと見なければならぬもの、そういった部分の責任をきちっと明確にしている。そういったものという、利害関係をはっきりさせるといった部分を行うために、これまでのような要綱・要領ではなく規則でということ、今回提案をさせていただいたものでございます。

今回の規則に合わせまして、先ほども申し上げましたが、今までの美里町立幼稚園預かり保育実施要綱は廃止をする。それから、美里町立幼稚園預かり保育実施要領並びに、美里町立幼稚園一時預かり保育実施要領も廃止をする。そのかわり、選考基準となる規定のほうは新たにまた設けると。そういったことをあわせてご提案させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問等ございますか。

私、月曜日から金曜日までは午前7時から午前9時までとなっておりますけれども、この午前8時30分までって、30分早まっているんですが、これはこういうことにして別に問題ないですか。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） はい。基本的に8時半にはもう職員が登庁しておりますので、そういったことで問題はないというふうに考えております。

委員長（後藤眞琴） これ預かり保育をの時間は次のとおりとすると。前の要綱にも登園も午前7時から午前9時までと、これで問題ないですか。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 8時半までということで問題ございません。幼稚園がもう既に開園しておりますので、大丈夫でございます。

委員長（後藤眞琴） それから、この点数化するに当たっては、何かこれはないんですか。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 基本は、既に町の保育所のほうでこういった基準、預かり保育の部分の基準を定めておまして、それに準じて、今回これを教育委員会でも使わせていただいたということでございます。

委員長（後藤眞琴） ほかに何かございますか。

委員（千葉菜穂美） この点数化をするということは、預かり保育を希望されている方が多いからなんですか。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 預かり保育の希望は非常に多うございます。今回も、それで定員のほうも若干ふやしているという状況です。

町の施策の部分との関連もあるんですけども、保育所に入れたいという方が非常に多いんですが、保育所の定員が決まっています、もうなかなか入れないという状況でございます。そのために、だったら幼稚園に入れて預かり保育で結局保育所であると同じように時間まで見ていただきたいというような第1希望は保育所なんだけれども、第2希望で幼稚園、幼稚園の場合は預かり保育もお願いしたいというようなご希望が実際には多うございまして、そういった部分をカバーするために、こういった部分を明確にしたいということでございます。

委員長（後藤眞琴） そのほか何かございますか。

委員（成沢明子） 預かり保育とか一時預かりといった場合、保育料も発生するんですか。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 当然のように発生いたします。基本的には、現在300円ですね。そういうことで、預かり保育を実施した場合に300円ご負担をいただいていると。

委員（成沢明子） 1時間。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） いや、1回ですね。

委員（成沢明子） 1回、一度。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 要するに、例えば、本日仕事の都合で遅くなるので預かってくださいといった場合は1回300円ということで。

委員（成沢明子） 預かり保育の場合は。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 預かり保育がそういう形になります。

一時預かりの場合は、預かり保育は基本的には登録をした方。一時預かりの場合は登録をしないけれども、どうしても緊急的という場合ということで考えていただければと思います。

委員長（後藤眞琴） ほかに何かございますか。

委員（千葉菜穂美） すみません、今、預かり保育をしていない方は幼稚園に通っている方の中でどのぐらいの割合ですか。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 5 7 分

再開 午後 3 時 0 2 分

委員長（後藤眞琴） それでは再開いたします。教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 預かり保育と現在の人数の部分でございますが、今、お手元に資料をお配りさせていただきました。3月1日現在の幼稚園、こごた、ふどうどう、なんごう幼稚園、合計で439人でございます。預かり保育の部分に関しましては、それぞれ3園合わせて143人という状況でございますので、約3分の1が預かり保育を希望されていると、利用されているという状況でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

そのほか何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ討論に入ります。討論ありませんか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。

議案第39号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の制定について、賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） 挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程 第17 議案第32号 美里町学校教育専門指導員の選任について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第17 議案第32号 美里町学校教育専門指導員の選任について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） それでは事務局から、ご説明させていただきます。

資料にございますが、美里町学校教育専門指導員の選任についてということで、桜木町にお住まいの岩淵 薫様を美里町学校教育専門指導員に選任をしたいということでの提案でございます。

提案の理由でございますが、岩淵 薫氏は平成29年3月31日をもって任期満了になります。現在、学校教育専門指導員としてお願いしておりますが、3月31日をもって任期満了となるので、美里町学校教育専門指導員設置規則第2条及び第

5条の規定により再任としたいということで提案するものでございます。

岩淵先生に関しましては、平成27年4月から学校教育専門指導員をお願いをしてお受けいただいております。関係する部分としまして、後ろに設置規則をつけさせていただきますので、ご確認をいただきながら、採決いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問ございますでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） ありませんね。なお、本議案は人事案件につき、討論はいたしません。

それでは採決を行います。議案第32号美里町学校教育専門指導員の選任についてに賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程 第18 議案第33号 美里町青少年教育相談員の選任について

委員長（後藤眞琴） 「日程第18 議案第33号 美里町青少年教育相談員の選任について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 美里町青少年教育相談員の選任についてということですが、現在、美里町青少年教育相談員をお願いしております、美里町中塚にお住まいの齋藤忠雄様を4月1日からもお願いをしたいといった内容での提案でございます。

齋藤忠雄氏の任期が3月31日ということになっておりますので、美里町青少年教育相談員設置要綱第2条及び第4条の規定によって再任としたいものですから、提案をさせていただきます。任期は1年でございます。よろしく願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問ございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 本議案は人事案件につき、討論はいたしません。

それでは採決を行います。議案第33号美里町青少年教育相談員の選任についてに賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程 第 19 議案第 34 号 美里町特別支援教育専門員の選任について

委員長（後藤眞琴） 「日程第 19 議案第 34 号 美里町特別支援教育専門員の選任について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） それでは、事務局からご説明いたします。

議案第 34 号美里町特別支援教育専門員の選任についてということで、先ほど特別支援教育専門員の設置規則のほうのご審議をいただいております。それをご審議いただいて、それに基づいて今度は人選ということで選任をお願いしたいということでございます。

今回、選任の提案をさせていただきますのは練牛にお住まいの忽那正範様でございます。昭和 30 年 10 月 21 日生まれの方で、これまでの経歴としましては、大河原町立金ヶ瀬中学校の校長、大崎市鳴子中学校の校長、涌谷町立涌谷中学校の校長、それから同じく統合後の涌谷町立涌谷中学校の校長ということで歴任をされた方でございます。平成 28 年 3 月 31 日にご退職をされております。

任期としましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。

理由でございますが、特別支援教育専門員設置規則、先ほどお認めいただきました設置規則の第 2 条の規定で選任したいので、提案をいたすものでございます。特別支援教育に造詣の深い方でございますので、この方が最も適任というふうに判断をして提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

何か質問ございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、本議案は人事案件につき、討論はいたしません。

それでは採決を行います。議案第 34 号美里町特別支援教育専門員の選任についてに賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） 挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程 第 20 議案第 35 号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について

委員長（後藤眞琴） 「日程第 20 議案第 35 号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 議案第 35 号美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱についてということで、平成 27 年度に委嘱した委員が任期満了となりましたので、新たな委員を委嘱するものでございます。

委員の任期に関しましては、配布資料の条例の第4条で「2年とする」というふうにございますので、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間をお願いしたいというものでございます。

委員に関しましては、美里町北浦にお住まいの邊見俊三様、元宮城県立古川養護学校の校長先生をお務めされた邊見俊三様、それから、美里町牛飼にお住まいで、「元」となっておりますが、「前」青生小学校長をお務めいただいた齋藤 寧様、それから、元南郷小学校PTA会長をお務めで、美里町二郷にお住まいの新田耕一様、この3人の方に評価委員をお願いをしたいというものでございます。いずれも、3人とも再任ということをお願いをしたいというものでございます。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問ございますでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 本議案は人事案件につき、討論はいたしません。

それでは採決を行います。議案第35号美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱についてに賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時45分

委員長（後藤眞琴） 再開します。

協議事項

日程 第24 美里町の学校再編について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第24 美里町の学校再編について（継続協議）」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、継続協議の日程第24の美里町の学校再編についてのご説明を申し上げます。

まず、さきにお配りしております資料、平成28年度美里町立中学校施設整備事業検討比較調査業務の調査報告書、それに本日お配りしましたカラー刷りの写真入りの資料とA3版の横長の2枚をごらんください。

これは、昨年11月から委託業務で行っております美里町立中学校施設整備事業

検討比較調査業務、こちらのほうの調査結果の報告を受けたものから一部を抜粋しているものでございます。

本日、この業務を受託していただきました株式会社楠山設計から、設計部設計主任の吉島様がお見えでございますので、この結果の概要についてご説明をいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） お配りになられています調査報告書、事前に配付になっています。本日、別紙で写真のほうをお持ちしました。結果内容の写真が多いのですが、簡単に説明していきたいと思いますので、報告書というよりは写真を見ていただければよろしいかと思えます。それでは、ご報告をさせていただきます。

南郷中、小牛田中、不動堂中に関して、それぞれ建物の劣化部分の調査を行いまして、劣化の調査報告として報告書を上げさせていただきました。

まず南郷中学校になるんですけれども、外部と内部についてそれぞれ説明してまいります。

外部に関してなんですけれども、写真1ページ目の1番と2番になります。

外壁に爆裂により鉄筋がむき出しになっている箇所が見られるというのが写真番号の1番になります。このような状況は、鉄筋がむき出しになっておりまして、これが建物の劣化の進行度を決めることになります。

続きまして、写真番号の2番ですけれども、こちらが建物の犬走りというものが地震の影響によって下がっている状況になります。犬走り等が下がりますと、児童等の通る場合、段差がかなり高くなりますので、危険な状況になるものでございます。

続きまして、内部になります。写真番号3番と次のページの4番が内部の大きな劣化の状況になります。

3番に関してなんですけれども、写真番号3番ですけれども、床の仕上げ材の長尺塩ビシートに亀裂が見られるような状況になっております。こちら、亀裂が進みますと、だんだん亀裂から剥がれる状況になっていきますので、こちらも放っておきますと劣化が進むような状況になります。

続きまして、2ページ目になります。

写真番号の4番、こちらが建物の内壁の柱です。クラックという状況になります。クラックは以前説明させていただきましたけれども、亀裂という建物の劣化状況になります。こちらの亀裂が多数発生していきますと、建物の劣化がどんどん進んでいくという状況になります。

写真番号の5番と6番、こちらは屋外、屋上となります。

写真番号5番なんですけれども、こちらは屋上の状況になりまして、伸縮目地というものがありませんけれども、こちらが浮き上がっている状況と、ここは押えコンクリートが凍害によって剥がれている状況が写真の5番になります。屋上の防水の仕上げが劣化していきますと、建物内部に漏水していくという状況でありますので、こちらも早急な復旧が必要だというふうに考えております。

写真番号6番ですけれども、こちらは建物の屋上の笠木というものの劣化の状況

になります。こちらは建物の躯体を守るために、アルミ製なり鉄製で建物の際の部分を守るようなものになりますので、こちらでも劣化が進みますと建物の躯体の状況でも劣化進行につながるものになります。

建物内部・外部に関しては、このような状況になっております。

続きまして、構造なんですけれども、写真の6ページ目ですね。最後のページになりますけれども、具体的に構造の調査としてコンクリートのコア抜きという調査を行いました。どういう調査だったかという写真を本日は提出させてもらいました。

写真番号16番、このような機械を使いまして、建物の躯体から写真番号16番の右側にあります円筒の筒状のものを抜き取ります。これがコア抜きという作業になります。この抜いた円筒の筒状のものを、写真番号18番、プレス機というようなものにかけて調査を行うものが推定強度を調べる圧縮試験となります。

写真番号17番、抜いた円筒の筒が一部着色されているような状況になっていると思われませんが、こちらがコンクリートの中酸化という、コンクリートの酸化が進んでいるかどうかという調査をするものになっております。特殊な液体をふりかけまして、写真番号17番、着色されていない部分が左側に見えると思うんですけれども、この部分が中酸化が進んでいますという状況になっております。

このような試験を行いまして、現在、建物の状況がどういう状況になっているかというものを調べまして、南郷中学校に関しては、圧縮推定強度試験を行いまして、強度値としては、1階が34で2階が30.5でありまして、瞬間強度も21を上回っているということで、まず強度的にはまだという状況になっております。

続きまして、中酸化の結果なんですけれども、一部で24ミリという数値があらわれていまして、基準値21.7ミリ以下より進んでいるという状況になっておりますので、こちらは中酸化が進んでいるということになっております。

続きまして、不動堂中のほうに移らせてもらいます。

不動堂中、写真番号3ページからになります。

同じように、外部、内部の順番で説明させてもらいます。

まず外部ですけれども、写真番号7番、軒裏が爆裂により鉄筋がむき出しになっている状況が多数見られたという結果報告になります。軒裏というのは、建物の屋上の、写真の7番のような部分になります、そちらの部分に鉄筋がむき出しになっています。こちらでも、鉄筋がむき出しになりますと建物の劣化が進む原因になりますので、早急な補修が必要と思われれます。

これは南側2階にクラックというものが多数見られるという状況になっております。

内部に移りまして、写真番号8番と9番になります。

8番はビニル床タイルに亀裂が見られる状況になっております。こちらでも床の仕上げ材の亀裂が進みますと、写真番号8番の右側のように剥がれるという状況になっていきますので、こちらでも早急な復旧が必要になります。

写真番号9番ですけれども、こちらは内壁のクラックという状況になります。こちらでもクラックの状況が進みますと、建物の劣化の進行が進むという状態です。

続きまして、4ページ目になります。4ページ目、写真番号4番は屋上の状況に

なります。屋上状況は、防水層の劣化が見られるということになっております。こちらと同じように、防水層が劣化しますと、漏水の原因になりますので、こちらも早急な復旧が必要になっていきます。

不動堂中の圧縮強度試験の推定強度の結果なんですけれども、不動堂中に関しては、1階は22.7、2階は25.1、3階は27ということで、診断時の採用強度18Nを上回っていますので、今のところ、建物の強度としてはまだもつような状況になっております。

中性化の結果なんですけれども、こちらは、基準値は25.5以下なんですけれども、こちらを上回っているという数値は見られませんでした。

しかし、仕上げがモルタル仕上げの部分で今回コア抜きしましたので、実際にはモルタル仕上げになっていない部分、コンクリートそのものの仕上げになっている部分、天井裏のはりなど、はりやスラブがコンクリートの打ちっぱなしの状況ということで、このような箇所ではコンクリートのコア抜きというような、再度詳細な調査をしていいのではないかと考えています。

続きまして、小牛田中になります。小牛田中、写真番号4ページの11から5ページにわたります。

小牛田中、外部なんですけれども、写真番号11番、外壁の塗装の剥がれ及びクラックが見られるという状況が写真番号の11番になります。11番の右側を見ていただきますと、塗装が明らかに剥がれているという状況になっております。このような状況になりますと、建物の躯体へ水が直接かかるような状況になりますので、躯体の劣化が進むという状況になります。劣化が進みますと、躯体そのものも強度がどんどん落ちていくという状況になります。

写真番号12番に関しては、クラックが見られるという状況になってございます。続きまして5ページ目になります。

5ページ目は13番、14番が内部の劣化になります。13番、床がジントリ仕上げという特殊な石張りの仕上げなんですけれども、こちらにクラックが見られるという状況になっております。

14番、こちらは内壁の壁にクラックが見られるという状況になっております。

写真番号15番、こちらは屋上の状況になります。屋上の防水層の表層の劣化が見られるのと、ルーフトレインというものがありまして、下に雨水を落とす筒状のものがあるんですけれども、こちらの部分に、写真番号15番右側になるんですけれども、草等がたまっている状況になりますと水がたまるという状況になります。このような状況になりますと、防水層の劣化が進むと同時に、ほかの箇所からの漏水の原因にもなりますので、このような状況は早急に対処することが必要かと思われれます。

小牛田中の圧縮強度についての結果なんですけれども、小牛田中、1階が16.6、2階が11.2、3階が13.7となります。推定強度13.5を下回っている強度になりますと、こちらは診断基準の適用外になりますので、こちらは早急な対応が必要かというふうに考えております。

中性化に関してなんですけれども、基準値16.6を下回っている数値は見られ

ませんでした。やはり、圧縮試験を行った推定強度の進みぐあい、低下率というか、ちょっと進んでいる状況になっております。

続きまして、設備なんですけれども、設備は前回説明させてもらった調査に加えて、追加調査としてX線透過検査を行いまして、こちらの結果をお伝えしたいと思います。

経過報告書の10ページ目になります。

給排水設備Bというところに特筆事項として載せさせてもらいました。X線透過試験を行いまして、南郷・小牛田中学校に関して、軽微な腐食は見られたんですけれども、すぐに給水管から赤水が出るなどの状況には達していないと思われま。しかし、全ての配管を検査したわけではないんですけれども、鋼管、ほとんど鋼管が使われている部分が多いんですけれども、鋼管においては経年劣化のために、つなぎ目部分において鉄管と同様なさび腐食が心配されるおそれがあるというふうな診断結果になっております。

設備に関しては更新しているものもありますけれども、基本的には更新されていないものが多いような状況になっておりますので、設備関係に関しては早急な更新、機器等の更新が必要になっております。

調査結果を踏まえて、報告書の13ページ目になるんですけれども、建物が改修できるかどうかという判定を踏まえまして、南郷中に関しては、長寿命化を目指した改修は可能というふうに判断しました。

不動堂中に関して改修は可能なんですけれども、一部コンクリートの強度が築47年ということでもかなり、箇所数としては2カ所しか調べておりませんので、詳細な箇所数が2カ所から6カ所なり10カ所なりというふうに、コンクリートのコア抜きをする工数をふやして、コンクリート強度を詳細に調べる必要があるのかなというふうには考えています。

小牛田中に関していえば、圧縮試験の結果、推定強度が13.5Nという基準を下回っておりますので、こちらは長寿命化を目指した改修はちょっと不可能かなというふうに考えられると思います。

上記の判定をもとに、工期、概算工期の改修基本計画を策定いたしましたので、そちらが今日お渡ししましたA3別紙2枚となりますので、続きまして、こちらの説明をさせていただきます。

まず、改修基本計画1ページ目なんですけれども、改修概要図のほうに赤線と青線と緑線というふうに分かれているんですけれども、こちらの色分けの説明をさせていただきます。

まず、赤線に関しては増築ということになります。青線に関しては、大規模改修ということになります。緑の線に関しては、解体というふうになりますので、こちらを参考に説明を聞いていただくと助かります。

調査報告書の改修可・不可判定の中で、小牛田中学校は今後改修してもちょっと使えないのではないかとこの判定を行いましたので、ほかの学校、南郷中、不動堂中を生かした改修案ですね。3校を統合した、1つの学校にした、新築した場合の改修案、それぞれ3案を今回提案させていただきました。

改修案 に関してなんですけれども、南郷中学校の敷地内にほかに増築するという案になります。まず、南郷中学校の校舎を大規模改修しまして、不動堂中と小牛田中の不足分の教室を増築するという案になります。

メリット・デメリットとしては、建物の配置には増築する分のスペースを確保できることが最低条件というふうになります。既存建物の解体が発生するという状況になります。公共のスペースが足りなくなるという状況にもなります。

あとは、南郷中学校と小牛田中学校間は距離があるので、生徒の通学範囲が広範囲になるという状況になります。基本的に改修案 に関しては、メリットというのはなかなか見つからなかったんですけれども、概算費を見ていただきますと、一番安くできる状況にはなっております。

改修案 の部分ですけれども、今度は不動堂中学校の敷地内にほか2校の不足教室を増築するという案になっております。不動堂中学校校舎を大規模改修しまして、南郷中、小牛田中の不足分の教室を増築しますという提案になっております。

改修案 に関しても 同じような条件が必要になってきます。まず、建物の配置的に増築が可能なスペースを確保できるかどうかということが最低条件になります。これも建物解体が発生します。学校規定のスペースが足りなくなりますと、改修案 に関して不動堂中を基準に大規模改修して増築していくということで、不動堂中学校と小牛田中学校は南郷中学校と違って近距離にあるということなので、通学範囲が広範にはならないというメリットがあります。

改修案 ですけれども、別敷地に3校統合を新設するという提案になります。

こちらは敷地を確保できることが最低条件になりますけれども、敷地制限がなくなるのである程度自由な配置計画ができるというメリットがあります。

3つの改修案、それぞれの概要を説明したんですけれども、詳細を説明させていただきます。

改修案 に関して、仮設校舎が必要かどうかという検討を行いました。

改修案 に関しては、南郷中を大規模改修しますので、南郷中が使いなくなる状況が出てまいります。この期間は仮設校舎が必要になってきます。

改修案 に関しても、不動堂中を大規模改修している際は使いなくなりますので、この際に仮設校舎が必要になってきます。

改修案 に関しては、別敷地に新しい建物を建てるということなので、仮設校舎は必要にはなりません。

工期。建物の改修、新築が完了するまでどのぐらいの期間がかかりますかという算定を行いました。

改修案 に関しては約26カ月かかります。改修案 に関しても同じく26カ月かかるということがございます。改修案 に関しては18カ月ぐらいかかるという状況です。

今回、この改修案 から に関して概算も出すということになっておりましたので、概算費用を記載させてもらいました。

改修案 に関しては約24億円、改修案 に関しては約31億円ぐらい、改修案 に関しても約31億円ということになっておりますが、総計で今後65年使用す

る場合を考えまして、改修案 の場合は約31年使うということになります。改修案 に関しては18年、改修案 に関しては丸々65年使えるということなんですけれども、そうなった場合、1年当たりどのぐらいの費用がかかっているのかというのを算出しまして、改修案 に関しては7,700万円ぐらい。改修案 に関しては1億7,500万円ということです。改修案 に関しては4,800万円ぐらいかかるという状況が見えてきました。

それぞれの改修案に関してなんですけれども、続きまして、めくっていただきまして、これは改修概要図をさらに詳細に書いたものが、次のページをめくっていただきました改修の比較表 になります。こちら同じようなことを書いているんですけれども、具体的にどういうステップを踏んで改修していくかという流れを書きました。こちら簡単なんですけれども、説明させていただきます。

改修案 ですけども、こちらは南郷中学校を生かすと。大規模改修して南郷中学校の敷地内に増築を行っていくということになります。

まず、改修案 、ステップ1としては、仮設校舎を建てます。赤い部分になります。

ステップ2として、大規模改修、青い部分と一部緑の部分の解体を行っていきます。

ステップ3として、引き続き大規模改修を行いまして、青い部分ですね。それに加え、増築、赤い部分、仮設校舎以外の赤い部分の増築を行っていきます。

ステップ4としまして、仮設校舎の解体を行いまして、校庭不足分の整備を行います。

最後、ステップ5として、新たに大規模改修と増築を行った校舎にそれぞれ小牛田中と不動堂中学校の生徒が入った後に、小牛田中学校、不動堂中学校の解体を行うという流れになっております。

続きまして、改修案 ですけども、ステップ1としまして、校庭に仮設校舎を建てます。赤い部分になります。

ステップ2としまして、大規模改修、青い部分を大規模改修していきまして、解体、屋内運動場とプール、一部部室を解体していきます。

ステップ3としまして、引き続き青い部分の大規模改修を行いまして、解体した屋内運動場・プールの部分に校舎を増築しまして、屋内運動場、プールも新たに増築しています。

ステップ4としまして、仮設校舎を解体しまして、校庭の整備を行います。

最後に、ステップ5としまして、残りの2校、小牛田中学校と南郷中学校の解体を行っていきます。こちらの箇所が になります。

改正案 に関しては別敷地に丸々新築となります。

今回、概算を見せていただいた内容が校舎、屋内運動場、プール、附属棟、自転車置場、部室、屋外トイレ、駐車場その他で、こちらを新築しまして、ステップ2として南郷中、不動堂中、小牛田中学校の解体するものを解体するという状況です。

簡単ですが、改修基本計画について御説明させていただきました。

教育次長教育総務課長（須田政好） 今、報告を受けましたように、このような内

容でございました。

それで、まず今最後に見ていただいたA3の大きい資料の1枚目、こちら見ていただけますように、今後、取り得る方法として考えられるのは、南郷中学校と不動堂中学校をそれぞれどちらかを活用するという方法。、の案と。それから、いずれも活用せずに3校を統合した新設の学校をつくるというの案というものの比較検討という形になるかと思うんですが、この一番下に総合判断結果とありますように、南郷中学校を生かす場合はと、それから、不動堂中学校を生かす場合は×と、3校統合がという形で、不動堂中学校を生かす場合は体育館は解体して、そして体育館も新しく建てなくてはいけません。それから、増築が伴ってくると。そして、大規模改修を不動堂中学校校舎において行わなければいけないということから31億4,000万円という概算事業費が積算されています。さらには、残り18年という期間でございますので、かなりここを選定するメリットは、有利性はないであろうという結果だと思います。

南郷中学校につきましては、事業費が24億1,000万円と新しく建てる場合に比べまして約7億円ぐらい安くはなりますけれども、6億8,000万円ほど安くはなりますが、南郷中学校を活用した場合でも残り31年と、使用期間が31年。そうすると、1年当たりの建物に投資する金額、減価償却費ですか、それを見ますと7,780万円ということで、新築する場合の4,820万円に比べてコストは高くなるということです。

南郷中学校を生かした場合、概算費が安くなっているというのは、中学校の校舎の大規模改修は別として、体育施設、体育館、プール附属棟の建設がないというのが1つのメリットかと思えます。北側にあります温水プール、それから体育館、それらを改修する必要がないということで、今このような概算費では安くは出ているというところだと思います。

これが今回お願いした平成28年度の検討比較調査の最終的な結果といたしますか、結果ではないのかなというふうに考えています。

ただいま報告いただきましたことにつきまして、ご質問等あればお聞きしていただきたいと思えます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございました。

ただいまの説明にご意見、ご質問などがありましたらどうぞ。

委員（成沢明子） わからないのでお聞きしたいんですけども、写真なんですけれども、写真の6ページに南郷中学校のコンクリートをくり抜いて、色がついているというのは、これは着色してあるんですか。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） 特殊な液体を振りかけた状態が、コンクリートの写真になりまして、ピンク色になっているような状況に見えると思うんですけども、例えば写真番号17番がマーカーで左側に線を引いてあると思うんですけども、線を引いてある左側の部分に関しては中性化が進んでいませんよという判断を、液体をふりかけることによって判断している写真で、液体を全部にかけるんですけども、かけた後に写真番号17番の状況になるんですけども、これをもとに中性化がどこまで進んでいるかという判断を行っています。

委員（成沢明子） ありがとうございます。

それで、19番というのは、これは圧をかけているという。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） そうですね。プレスで圧をかけていて、このような状況になったときの数値を読み取って判断しているという方法になっています。

委員（成沢明子） じゃ南郷中学校がこうありますけれども、ほかの学校も全部このようにしましたということなんでしょうか。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） はい、そうです。

委員（成沢明子） はい、ありがとうございます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これってピンクなのは進んでいる。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） まだ、進んでいないです。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ピンクが正常なのね。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） はい。

委員（成沢明子） 中性化が進んでいない。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） ない。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ピンクがね。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） はい。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 2階の左側のほう白くなっているでしょう。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） これはコンクリート、そうです、白くなっている部分に関しては中性化が進んでいる状況です。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 進んでいるということなのですね。どっちが壁側なんでしょうか。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） 左側です。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうすると、壁側のほうはもう雨で、そうすると。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） そうです。

基本的に内側というのは中性化が進まない状況。右側に関しては着色がされるような状況になります。

委員（成沢明子） じゃ南郷中学校はこうだったですけれども、ほかの学校はもしかしたらもっと中性化が進んでいるとか。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） はい。その辺の資料も報告書としてあった。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。1つ。この改修案の、これはこの概算費31億3,000万円ですか。これは全部プールとかみんな入っているんですか。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） はい。内容としましては、2ページ目の改修案の内容が、解体も含まれているということになっております。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。ほか何かございませんか。よろしいですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 給食棟は入っていないんですか。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） 給食棟は入ってない。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 入ってないですね。あと外構も入っていないですね。

委員長（後藤眞琴） この改修案 のステップ1のところの附属棟というのはどんな。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） プールの附属棟、更衣室とかトイレとかシャワー室とかです。

委員長（後藤眞琴） それと渡り廊下というのはプールへ行くための渡り廊下。

説明者（株式会社楠山設計 吉島様） あとは屋内運動場に、体育館に行く渡り廊下です。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） きょうはどうもありがとうございました。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩します。

休憩 午後5時10分

再開 午後5時15分

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ただいま楠山設計から報告があったとおりでございますけれども、まずはこれを受けて、これからご審議をいろいろいただいでいくという考えです。

本日、既に時間もかなり押していますし、審議する時間というところがないかと思しますので、まず資料に目を通していただきまして、今後これからの審議の方向についてご提案をさせていただくことになります。

まず、これは楠山設計から上がってきた基本改修計画という名前で図面が出ていますけれども、これをベースにして中学校の整備計画を町としてつくっていったらどうかと思います。これから将来の町の中学校の教育を、そして中学校の教育環境をどのように整備していくかというところを一つの個別計画として打ち立てていくというのが必要かと思えます。

その上ではこのハードの整備が主になりますけれども、それとあわせて、あわせてといたしますか、教育に関するソフト面についてもある程度示していくというふうを考えております。次回からそちらの議論、審議をお願いしたいというところです。

この資料を見てハードの面から一つ申し上げますと、ポイントになってくるのは、整備の方法が楠山設計のほうで整理していただいたように、
、
の方法しかないと思うんですが、そのいずれの方法かというのは調査の結果から
が大体導かれてくるかと思えますので、これをしっかりと計画にのせていくと。これによって中学校の学校施設のハードの整備は
の案で選択していくしかないというところをしっかりと計画に理論的に示していくことが一つ大事だと思います。

あともう一つは、この
の建設場所、学校施設の用地となる場所をどこにするか

というところの選考が出てくるかと思えます。これは2つ目の大きなポイントといえますか、大きな項目になってくると思えます。それも以前このような事態になった場合、場所はどこがよいかというお話も、11月でしたか、教育委員会の会議でご意見もいただきましたけれども、それについても今後、このような結果になってきましたので議論を深めていきたいと思えます。

それから、そうなった場合、これまで住民の方、保護者の方からいろいろと意見を出されてきました、最も心配される点としては通学的手段、特に遠距離通学となる生徒の負担の軽減という大きな課題がございますので、それを場所を提案すると同時に、どのような対処方法で負担を軽くしていくかというところ。それからもう一つはお金の話ですが、事業費についてどれぐらいの事業費で、そしてその財源をどのように考えていくか、国、県の財政支援をどのように使いながら財源を充当していくか、それらも含めて事業費の面について議論はしていかなければいけないと思えます。

こうしたハード面の整備が今お話しした整備の手法、それから建設の場所、それから遠距離通学への対応、それから事業費のこと、4点が最初の大きな項目になってくると思えます。

あと2つ目については、中学校のこれからの教育がどうあるべきかと、教育振興基本計画をこれからつくっていくわけですが、将来の中学校のビジョンといえますか、あるべき姿を一つ持って、ハード整備とあわせて中学校の姿を目指していくというものを打ち出さなくてはいけないと思っています。

前々から教育委員会で話が出ている少人数クラス、少人数学級編制、30人未満学級、それは今回の学校再編整備とは直接的にはかかわるものではないので、中学生のこれからの教育がどうあるべきかという問題の中で取り上げていきたいと思っています。

そのほか、これからの中学校教育の中で、これまでも保護者の方等に示してきていましたけれども、いじめ、不登校に対する対策としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常時配置とか人的な配置についても協議をしていきたいと思っています。

それらを中学校の整備計画という形で次回お示しして、一つ一つの項目について議論を重ねていくというふうにしていきたいと思っています。

それをお願いでございますが、時間がかかり押してきていますので、4月半ば、できれば入学式後すぐに、13日、14日あたりに臨時会をお願いして、その場を設けていただければというふうにご提案申し上げたいというところです。

私のほうからは以上でございます。

委員長（後藤眞琴） 今、次長さんからお話のあったハードの面の改修案、
で、
でいくのがベターという、この辺について何かご意見ありましたら。

委員（成沢明子） ハードの面で通学手段とか事業費であるとか財源であるとか、これから詰めていくようになると思うんですけれども、やっぱり大前提として安全な土地の選定とかということもあるかと思えます。

委員長（後藤眞琴） この改修案
でいく方向とすることで、教育委員会としてよ

ろしいのではないかと。

委員（留守広行） 長期的に見る必要があるのではないかと思います。これからのことを考えれば、改修案 で第一に考えていったほうが私はいいと思います。

委員長（後藤眞琴） ほかが何かございますか。よろしいですか。

それでは、これは継続協議事項ですので、次回も協議を続けてまいります。

日程 第22 美里町教育大綱（案）について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第22 美里町教育大綱（案）について（継続協議）」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、日程第22の美里町教育大綱（案）について、2月の定例会に続き、継続協議をお願いします。

事前に配らせていただきました山形県の庄内町教育振興基本計画、それから神奈川県寒川町の教育振興基本計画、それから長崎県の長与町の教育振興基本計画。その前に穴水町の教育振興計画。4つ配らせていただいております。

今回は前回、県と国の教育振興基本計画を見ていただきましたが、今回については各市町の先行している教育振興基本計画から少し学んでいこうということで、この4つをインターネットからダウンロードして配らせていただいております。

この4つを選びましたのは、インターネットでひっかかっているというのがあるんですが、作り方がそれぞれ両極端です。最初にお配りした庄内町、それから一番最後にあります長与町、この2つを見ていただきますと、内容の濃さといえますか、全然違います。庄内町はページ数もそうなんですけれども、一つ一つの記述がかなりこまかく、現状課題、施策の内容がかなりこまかく書かれているという項目です。

そして、その中間的なものとして、2番目にお配りしました寒川町の教育振興基本計画、それから3つ目の石川県穴水町の教育振興基本計画については、どちらかという長崎県長与町に近い、さっぱりしたといえますか、意外と簡単につくった基本計画でございます。

本町としてどのような形を考えていくかというのを考えているんですが、今、現段階では寒川町、2番目にお配りしたこれぐらいの書き方かなというふうに現在では考えています。ただ、ここの町は資料編がかなり多くなっていますので、厚さといえますか、ページ数はあるように見えるんですが、そんなにまでは本編のほうは多くないです。19ページぐらいですかね。ただ、内容的にはかなりコンパクトに、そして8ページ、9ページあたり、余り行間が狭くて、使っている文字が小さいものもあるんですが、これはちょっと読みづらいたろうなと、もう少しわかりやすくしていったらもっといい計画になっているだろうなという気がします。7ページなんかもかなりごちゃっとしていきますので、書かれている内容は意外とコンパクトにまとまっているかなと思っています。これらを参考にしていきたいと思っています。

寒川町の振興計画の表紙をめくった1枚目を見ていただくと、寒川町教育大綱と
いうのがあります。今、町長部局で教育大綱をつくりたいと、教育委員会の意見を
聞かせてくれと来ていますけれども、この教育大綱、「知・徳・体、調和のとれた
児童・生徒を育てます。」と、1から5まであって、次にもう一つ「共に学び絆を
深め、自己実現ができるまちをつくります。」と、そして1と2があってというふ
うに、これだけで教育大綱になっているんですね。この程度で教育大綱は本当にい
いんだろうなと。本当に項目立てです。これを実現するために基本計画があって、
中期実施計画があるというふうになっています。

4つの町、どこも特徴的なんですけれども、どこも共通しているんですけれども、
学校教育編と社会教育に分かれているんですが、ボリューム的には社会教育も学校
教育も負けないくらいあります。ですので、言うならば教育振興基本計画は学校教
育編と社会教育編という2つの柱でできているというのが先行している自治体の
例でございます。私が偏った意識があったのか、学校教育が8割ぐらいで社会教育
が2割ぐらいかなというような頭があったんですが、そうではなくて、どちらもこ
の2つの柱でつくられていますので、社会教育の重要性といいますか、それを改め
て認識させられたというところであります。

この資料につきまして、それぞれ読んでいただくと、やはり一生懸命つくられて
いる庄内町の中身は、私も読みますと、うまくつくられているなと思いました。そ
の次が寒川町がそれなりにつくっているなど。穴水町と長与町は、こうってはあ
れなんです、総合計画の体系から引っ張ってきてここに載せているというぐら
いの程度の内容でございました。

ただ、それぞれ基本理念といいますか、目指すべき人間像とか教育目標とか、必
ずこういった体系図をつくっていますので、この体系図はそれぞれのどの町のやつ
もつくられていますから、これらを今後参考にできるのかなと。宮城県でも、2月
の定例会でお話ししましたように、体系図をうまくわかりやすくつくっていました
ので、この体系図についてはまねしていきたいなと思っています。

あとはそれぞれ参考となりそうな箇所をお読みいただいて、今後の策定に生かし
ていきたいと思えます。私からは以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問がございましたら、今日はちゃんと読んでおりませ
んのので、意見を述べることはできません。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） あと、同じ規模の町を選んでいきます。庄内
町は2万七、八千ぐらいの人口で、うちと同じで2つの町が10年前に合併して、
ちょうど似たような。ただ、寒川町は結構規模が大きくて、学校が7つか8つある
んですけれども、それぞれ皆18クラスとか、結構規模が大きい。田園地帯とはい
っても都市化していると書いていますから、結構、神奈川県横浜近くにある町か
なと思っていました。それ以外の穴水町と長与町は過疎です。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

なければ、次に前にいただいた国の教育振興計画、県はちょっと今つくっている
ようですが。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　そうですね。つくっていますので。
委員長（後藤眞琴）　それと、きょういただいた資料をお読みになって、いろいろ
みんなで意見を交換し合うというようにしたいと思いますが、それでよろしいです
か。

各委員　「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴）　それでは、美里町教育大綱（案）について（継続協議）の協
議を終了します。

日程 第23 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

委員長（後藤眞琴）　次に、「日程第23 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等
について（継続協議）」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵薫）　それでは、基礎学力向上、いじめ・不登校対策等
について、継続協議のところでお話し申し上げます。

29年度の宮城県の教育振興計画ができてまいりましたので、これは各学校に配
布してあります。町の教育基本方針等と一緒に学校の教育計画ということで毎年作
成するんですが、その中に挟み込んで、行う教育活動に入っていくというものでご
ざいます。こちらの県のほうは後でじっくり見ていただければいいかなと思います。

中身を開いていきますと、北部管内大崎地区生涯学習推進の基本方針というのが
あります。これが北部教育事務所で出している基本方針になります。学校教育、社
会教育と大きく2つに分けて書いてあるわけです。学校教育のほうは幼稚園と小中
学校ということで書いてありますので、後でこれはごらんください。

次のページ、その後のページですが、重点と努力点というのがあります。幼稚園
と小中学校ということで、「志を持ち、未来を創造する子供を育てる園づくり」を
目指していくというのが幼稚園になっていきますし、同じ文言ではあるんですが、学
校のほうは「志を持ち、未来を創造する子供を育てる学校づくり」を目指してい
くとなっております。

その後、29年度学校教育力アップの具体的事項ということで、これは「美里
町の教育」の中に今年度新たに、昨年度までの物に実は入れていなかったんですが、
学校には配ってありました。今年度からは、「美里町の教育」のほうにもこれを差
し込みたいと考えております。

具体的には、1番、美里町の学習、生活習慣の定着に係る取り組みで、小学生の
家庭での取り組みということで、これは2カ月に1回調査しているんですけども、
学習時間の調査、それから宿題の提出率はどうなのかということ、それから睡眠時
間、朝ご飯の摂取率というようなことを小学生、中学生ともに調査しております。
これは継続して調査していくと。調査することによって、そんなに数値が大きく変
わるものではありませんが、意識づけになる、先生方の意識づけにもなるというこ
とで、比較的効果はあるのかなと思っております。

次に、大きな2つ目です。学力向上のための取り組みで、小学校での取り組み、中学校での取り組みということで、町としてはCRTという標準学力検査を実施することにしております。年1回、国語と算数、4年生以上でやることになっていきます。それとあわせて、県のみやぎ単元問題ライブラリーという問題集があるんですが、それを活用しながら学力向上に取り組んでいこうと考えております。

それから、ノーテレビ、ノーゲームデーについては引き続き実施していくということで、週1回はそういう日をつくりましょうとしておりますけれども、なかなかこれは難しいようですが、難しいからといってやめてしまうとどうにもなりませんので、これも継続して取り組んでいくというふうにしたいと思っております。できれば60%以上と考えているんですが、今の段階で大体平均すると30%ぐらいなのかなと思っております。

それから、携帯電話、スマートフォンは宿題を終えてから、小学生の場合、1日30分以内の使用の啓発を行うということで考えております。中学校は同じように、一番下書いてありますが、1日1時間以内、午後10時以降の使用は行わないということで、これも各学校として啓発していくというふうを考えています。これは何を根拠にそういう時間なんだということなんですが、実は県内で大河原町でスマホ関係で危機感を持って町を挙げて取り組んでいるんですが、大河原のほうは中学生1日2時間以内におさめましょうとしているんですが、2時間ではどうなのかなと。中学生が2時間毎日スマホやって、それから宿題やって、寝る時間はなくなるなど、2時間は多いだろうということで、本町は1時間で取り組んでみたらどうかと。時間帯は同じです。中学生は10時以降は使わないということです。ぜひそういうルールを家庭でつくるように声かけをしていきたいものだなと思っております。

次のページをごらんください。全国学力・学習状況調査関係です。県平均以上を目指すということで、学校も頑張ってもらいたいと思うんですが、まずは家庭学習の習慣を身につけないとなかなか難しいことになります。自学自習の習慣を身につけてほしいなということで、各小中学校では家庭学習のしおりを毎年つくって家庭に配布しておりますので、そちらも今年度も同様をお願いしたいなと思っております。それから、睡眠時間、朝食の摂取率の向上を図っていきたいと考えています。

大きな4番です。長期休業及び放課後の学習活動の実施ということで、来年度、29年度も学び支援コーディネーター配置事業を実施いたします。いわゆるサマースクール、それからウインタースクールと長期休業中に行うものを考えておりますが、そのほかにことは学校を会場に放課後の学習支援も行っていきたいなということで今計画中でございます。

大きな5番です。みやぎ子どもの心のケアハウス事業の実施ということで、こちらはいわゆる不登校対策になります。県にはけやき教室という、学校に行けない子供たち、勉強したいが学校には行けないという子供たちのためにけやき教室というのを開いております。この辺には大崎市にございますが、遠くて行けないということで、本町でけやきに対抗して町木の名前を使って、はなみずき教室という教室を開いております。今のところ、今年度の場合、毎週木曜日午後からそれぞれ実施し

ております。当初、中学生2名、小学生1名が参加しておりましたが、途中から中学生は自分で勉強するからいいですということで抜けたんですが、勉強しているかどうかはちょっと危ないなと思いながら、ただ、中学3年の子供たちだったんですけれども、結果、全員一応進学先決定ということでありますので結果はよかったのかなと思います。

それから、小学生のほうは毎回来て皆勤賞でございました。一緒に行って勉強の面倒を見ている齋藤相談員と、県から1人女性の方が来てお手伝いもらっているわけですけれども、子供1人に大人2人つくような形になってしまったものですから、もったいないなと思いながらも、なかなか、本当はそういう子供たちは来ないほうがいいわけですね。学校に行ってもらうのが一番いいわけなんですけれども、小学生の場合は大勢の中に入ると集中できない、そういうお子さんでしたので、はなみずき教室に来て1対1で勉強すると非常に学習能率が上がるというんでしょうか、そういうお子さんでしたのでよかったなと考えております。その子は6年生でしたので、今度は中学校に上がって、実は自分の家庭から申し出があって、特別支援学級であれば個別指導が受けられるということで、在籍は特別支援学級ですが、多くは通常学級に行って勉強するようになると思います。ただ、主教科、国語とか算数等については特別支援学級で個別に面倒を見るという形でこれから進めたいと思っています。

大きな6番です。全国体力・運動能力、運動習慣等調査ということで、こちらは養護教諭部会と体育主任会の取り組みを通して、肥満傾向の児童生徒の解消を目指したいと考えています。

その次の資料が肥満傾向の子供たちの資料になるんですが、後でご説明申し上げます。というのは、肥満が非常に多いということで、これは問題だということで、ちょっと危機感を持って取り組んでいきたいと思います。

大きな7番です。道徳的心情、実践力の育成ということで、来年、再来年からですか、特別な教科、道徳が始まります。新設された教科でございます。質の高い道徳教育の実践、指導力を高めたいと思っています。小牛田中学校で、略してp4cなんです、略さないで言う言い方をちょっと忘れてしまいました。何か哲学何とかかんとかという、そういう言葉なんですけれども、子供たちに考えさせる道徳というんでしょうか、そういった取り組みをしております。小牛田中学校を起爆剤に、町内にその指導方法が広まっていくといいなと思っています。

8番、芸術文化的学習及び国際理解教育の推進ということで、29年度、新年度から芸術鑑賞を復活して、各学校で鑑賞する機会を設けることになっております。実は中学校は今年から町でやるというのを先取りしまして、もしかしたらできないんじゃないかというような思いがあったんだと思いますが、早い段階で実は文科省でやっている芸術鑑賞関係の、ただでやりますよというサービスがあるんですけれども、そちらに申し込んだら当たってしまったということで、中学校は来年度は2回芸術鑑賞ができるという恵まれた年になりそうです。29年度ですね。

それから、英語があと2年後、3年後ですか、教科化ということで取り組みが始まりますので、それに向けて英語活動、それから国際交流活動にも力を入れてい

なくちゃならないのかなと考えております。

大きな9番です。その他の取り組みということで、今までどおりのものなんですけれども、指導主事訪問のときの学校訪問ですね、私が一緒に学校回りさせてもらっております。それから町内の教職員の研修事業を行います。これは年1回でございます。それから教育委員会の、できれば委員会もといいますが、委員さん方にも授業参観をどこかで一緒にしてもらおうといいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、青少年教育相談員、特別支援教育専門員の学校訪問並びに教育相談を毎学期1回以上は行う予定にしております。それから、幼小中の交流活動を推進したいと思っております。最後に、特別支援教育専門員、それから学力向上支援員、今年度この2つは特別支援教育専門員のほうは来年度から配置になります。それから学力向上支援員については来年度、29年度から全校に1人ずつ配置することで取り組んでいくというふうに考えております。

次に、肥満傾向児への支援についてという資料がございます。これをちょっとごらんください。宮城県の中でも県北、大崎地区の肥満傾向が非常に高いということがございます。そこに男女別学年ごとに全国と県と本町の肥満度を調査したものを載せております。小学校4年生男子がちょっと肥満傾向が強いという結果が出ております。それから6年生も肥満傾向が強いと出ております。女子のほうは比較的いいんですが、中度肥満が若干4年生が多いということになります。女子のほうは4・5・6年生になるに従って中度肥満傾向、それから高度肥満傾向があらわれ始めていると。

次のページが中学生になります。中学生も若干高めの傾向を示しております。中学1年生の高度肥満も全国、県を若干上回っております。それから男子の2年生もかなり上回っております。3年生も結構高い数値を示しています。女子は極端に高度肥満の子はいないんですが、中度肥満の子が多いという結果が出ていますので、それが今後続かなければいいなと思っています。

これは養護教諭部会がまとめた資料なんですけど、その実態を受けて、養護教諭部会では高度肥満の子供と希望するお子さん、本人あるいは保護者、保護者だけの希望ではだめですので、やっぱり本人の希望が入っていないとだめなんですけど、ピックアップして運動させたり、そういった脂肪を減らす指導をしたいなと考えているようです。北浦小の養護教諭さんがその中心に立ってやっていらっしゃるようです。

ずっとめくっていきますと、お子さんの発育状況のお知らせというプリント、それから成長の記録カードと体重記録表ですとかございます。それらを使って、わずかな変化でも結構、実際にやってみるとわずかな変化でも子供たちも喜びますし、大人も保護者も喜んでいてということで、これを使って取り組んでいくということだそうです。

さっき体育主任会も挙げましたけれども、実は今まで体育主任会というのはやっておりません。やっていなかったの、できれば29年度から体育主任の先生方も集めて、体育のほうからのアプローチも少し考えてみてはどうかと思っています。例えばなんですけれども、校庭にトラックがきちんと白線で書いているのと書いて

いないのでは、小学生の場合は全然運動する気になるかが違います。それからドッジボールのコートが常に常備されているのとされていないのでも子供たちの運動への意識が違ってきますので、そうしたところを、運動だけでなく体を動かす遊びそのものが少なくなっているという傾向ですので、勉強する子供も大事ですけれども、遊べる子供もふやさないとだめだと思っております。

それから、最後になります。町内の保幼小中だより2月、3月分、ここに提出された分をコピーしておきましたので、後でござんください。小牛田保育所とふどうどう幼稚園さんのがまだ届いていませんでしたので、これには掲載しておりませんが、そういったような形でひな祭りがあったり授業参観があったりという感じで各学校、特色のある教育活動に取り組んでいるようです。

私からは以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますか。

この第2期宮城県教育振興基本計画、一部だったんですけども、全部いただきたいのですが。

学校教育専門指導員（岩淵薫） まだ、実は委員会に全部来ていないんです。それで来た分だけコピーしましたので。

委員長（後藤眞琴） これだけ。

学校教育専門指導員（岩淵薫） はい。そろったら差し上げたいと思います。

委員長（後藤眞琴） それから、後で、家庭で学習時間、これ前にちょっとお話しした塾での学習も含めてなっていますけれども、各学校で塾に行っている子供がどれぐらいいて、行っていない子供がどのぐらいいるのか調べてもらって、それでないとせっかくつくってもらっても、塾でやっているのか家庭でやっているのかわからないんですね。

学校教育専門指導員（岩淵薫） わかりました。今年度の調査はそういう内訳が書けるような調査になっていなかったのでもうそこまでできなかったのでも、新年度からはわかるような形にしたいと思います。ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴） それからもう一つですけれども、携帯、スマホ、1日1時間って理想的なことを掲げて大丈夫ですか。今どのぐらいやっているの。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 今、大体2時間以上です。全国学力・学習状況調査の児童生徒質問票のやつだと大体2時間から3時間。

委員長（後藤眞琴） やっぱり2時間ぐらい、あんまり縛りつけると隠れてやるようになるかもしれない。あんまり理想を掲げてても実現できないよりも、2時間ちょっとやっている子供は2時間に抑えられるような。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 逆に2時間以内というのと、2時間やっちゃうような気がするんですよ。

委員長（後藤眞琴） それでも3時間やるよりは。

委員（佐々木賢治） テレビとゲームとスマホ3つありますから、実際スマホを持っていない子供いるんですよ。実態として。

委員（成沢明子） お母さんが持っている。

教育長（佐々木賢治） 持つなと言っても知らないうちに持っていましたと。持っていない生徒もいますし、ちょっと実態を把握しながら。

委員長（後藤真琴） もうちょっと実態に合わせたほうがよいのではないか。

教育長（佐々木賢治） 2時間だと勉強する暇ないです。

委員（成沢明子） スマホ持たせないでしよう、持たせたくないうちは、お母さんとかお父さんのを貸してあげる。それでもポケモンとか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） ポケモンやりたいんだもんね、やっぱりね。

結局、例えば時間、大河原の場合は生徒も含めて地域のPTAの代表者とか含めて討議した結果、そういうふうにしたようなんですけれども、なかなか子供の生活実態を考えたときに、どうなんですかね、部活やって帰ってきて、それから宿題やって、本当は2時間、でも頑張ってるんだね。

教育長（佐々木賢治） ある学者がスマホを何時間以上やると確かにここに影響があるということも実証されているんですね、いろんな調査の結果。ですから、まず今回厳しい時間なんですけど、初めて出すものですから、スマホというところ。

委員長（後藤真琴） それじゃ1時間半。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 微妙ですね。きちんと実態のほうも見ながらやっていかなきゃならないのかなと思いますので、とりあえずあんまり緩くするよりは少し厳しいくらいのほうがいいのかと。目標は大きく掲げてとっていました。

委員長（後藤真琴） ほか、何か質問ございますか。

委員（成沢明子） これは早速ではないですよ。美里町の教育に差し込むと言っていますけれども、すぐ今年度からやっちゃうんですか。入れちゃうんですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 今年度から入れるんですけれども、それが家庭には回らないんです。あくまでも私たちの学校の先生方と教育委員会の目標値というんでしょうか、そういうことで考えていますので、学校から声がけしてもらおうという形をとるものから。

委員長（後藤真琴） これは父兄には渡していないのですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 父兄には渡りません。

委員（成沢明子） そうしますと、例えば1番と2番は先に学力向上があって家庭のことが出てくるのかなと思います。

委員長（後藤真琴） これは前にもそういう話が出ました。まず、学力をつけるところは基本的には学校だろうと思うんですよ。学校に行っていたらもう家庭に帰ってきて勉強しなくてもいいんだということに、学校があれば。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 本当は一番いいんでしょうけれどもね。

委員長（後藤真琴） ですから、やっぱり、今、成澤委員がおっしゃられたように

学校教育専門指導員（岩淵薫） 1番、2番の番号を交換ということで、はい。よろしいですか。

委員（千葉菜穂美） みやぎ単元問題ライブラリーというのは、うちの息子たちの時代にもあったのですけれども、毎年この内容は変わっているんですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） いや、変わっていないと思います。

委員（千葉菜穂美） 変わっていない。それで今の時代に合うんですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） ただ、勉強する中身はそんなに変わりませんので、そんなにというか。

委員（千葉菜穂美） 今やっていることよりももっと易しい問題が多かったというので、結構簡単に解ける感じで。

学校教育専門指導員（岩淵薫） そうなんです。本当に基本の問題なんですよ。逆に言えば、それができなかつたらだめだよという、それがチェックの目安になるんです。その単元問題ライブラリーが解けなければ勉強していないと、申しわけないんだけど。逆に言えば、先生、ちゃんと指導しているのかという話にもなるし、そういうことなんです。なので、これは非常にやさしい問題です。ただ、3段階に分かれています、問題が。簡単なの、ちょっと難しいの、若干難しいの、3段階になっていまして、それでも基本的な問題なので、それがきちんと学校での勉強が身についているかどうかというものを知るためにはいい問題だということです。

委員長（後藤眞琴） 非常に簡単にできちゃう子供だったらどうすればよいのですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 簡単にできた子はもっと応用問題をやらせてもらうようになりますね。

委員長（後藤眞琴） それはあるんですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） それは、前は学校でもあったんですけども、自分で勉強してもらう以外ないんです。それができれば、もう自分でできますから。

委員長（後藤眞琴） 簡単にできちゃう子は、またこういうのがあれば少しできないのもあるような工夫をしないと、俺はもうできちゃうって。

委員（千葉菜穂美） 結構たかをくくってやっていたような感じだったので、だからもう少し進度のほうを進めてもらうというか、失礼なんですけれども。まだ違う問題とかも含めてもらえるとありがたいかなと。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 委員会としては、そっちこっちの全校、委員会でそろえられないので、委員会としては最低限、単元ライブラリーが解ける子をつくってほしい、育ててほしいと、そういう意味合いです。

委員長（後藤眞琴） 目標はそういう子供ができるだけ少なくなるようにということ、それは大事なことなんですけれども、できる子、できちゃう子、そこを伸ばすような工夫も必要なのでないかと。僕の中学生のときには難しい問題をみんなに配って、問題用紙でね、簡単な問題集も配っていました。

学校教育専門指導員（岩淵薫） そこは現場で取り組んでもらうことになります。

委員長（後藤眞琴） そういう指導も

学校教育専門指導員（岩淵薫） わかりました。

委員長（後藤眞琴） そのほか何かありますか。

委員（成澤明子） 携帯やスマホって書いてありますけれども、これゲーム機も含むと思うんですが、学力向上のための取り組み、小学校での取り組み、中学校での取り組みのと、ノーテレビデー、ノーゲームデー、60%以上を目指すというのは に来るんではないんですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 含まれるんじゃないかということですね。
委員（成澤明子） ええ、ええ。この括弧が のほうに来るんじゃないんでしょうか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 括弧がね、括弧書きが。

委員（成澤明子） ええ、ノーテレビデーとかというのが に関係するのかなと思ったんですが。

学校教育専門指導員（岩淵薫） これは親子して一家してテレビを見ているということ想定しているんです。

委員（成澤明子） でも、これって小学校での取り組みになるんですよね。

学校教育専門指導員（岩淵薫） いや、どっちにも書いてあるんですけれども。

委員（成澤明子） そうですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 家庭によっては子供部屋がないうちもあるわけなので、そうするとやっぱり家族の協力がないとできないことなんです。それで、あえてそっこのほうに入れていると。

委員長（後藤眞琴） そういう意味では中学校、小学校での取り組みとなっているから、中学校と小学校で家庭で学習の習慣化を提案する、それを家庭にお願いするという。

学校教育専門指導員（岩淵薫） そうです。

委員長（後藤眞琴） 成澤委員がおっしゃったのは、1時間以内にするためには自分で自分の部屋にあるテレビを見ないようにする、それで下のほうにしたらいいいんじゃないかという意味合い。

委員（成澤明子） 同じことなのでどちらでもいいんですけれども、啓発です。

もう一ついいですか。一番最後のそのほかの主な取り組みで、学校というのはいろいろやるのがどんどんどんどんふえてきて、先生たちもなかなか落ちついた気持ちで、気持ちをゆったり保って子供たちと向き合って、一見無駄に思えるような時間、けれどもとても大切な時間というのをなかなか持てなくなっていると思うんですけれども、そういう中であって、例えばここで指導主事訪問、研修事業とかいろいろありますから、あえて（3）の教育委員の授業参観は入れなくてもいいのかなと思いましたが、どうなんでしょうか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） ここは、特に文字にしなくてもいいのかなと。

委員（成澤明子） ええ、文字にしなくてもいい。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 心がけていただければいいのかなと。そういうことでいいですか。

委員（成澤明子） はい。

学校教育専門指導員（岩淵薫） はい、わかりました。

委員長（後藤眞琴） 僕みたいな人間は中学校、小学校の先生ってわからないんです、本当に。指導主事訪問のときに、できるだけ行くようにしているんですけれども、教育長さんのお話では指導主事訪問のときに教育委員が来るところはあんまりないんです。どっちかということ、僕らが行くと珍しがられると思うんですけれども、ただ、ほかの教育委員会がどんな活動をしているのかということのをネットで見ますと、

教育委員が学校訪問しているのが結構あるんですね。僕なんかも大体、学校がどこにあるかもわからないような、最初に引き受けたときはね。ですから、やっぱり訪問して、それから普通の先生方とお話しする機会があったほうがいいんじゃないかと。僕たち、PTAのあれで校長先生と教頭先生、そのときほとんど話できませんよね。それから一般の先生というのはまず話す機会がない。ですから、再編の問題についても一般の先生がどういう考え方をしているのか、全然わからないところでやっている。ですから、例えばこの授業参観、何も授業参観しなくてもいいと思うんですけども、そういう普通の先生方とも話す機会があればいいなと。

委員（成沢明子） できるでしょうか。1時間の、1日の予定が1校時からお休み時間があったり、次の準備があったりとかやっているときに、例えばこの時間に行きますといっても。難しいけれども、しなきゃいけないというか、やっぱり先生方の話を聞かなければいけないというのは課題として持っていなきゃいけないと思いますけれども。

委員長（後藤眞琴） 僕なんか特に小中高と、全然わからない。30人以上になると狭い、七、八人だったらいいなと感じてしまうし、30人以上を添えている先生を見て、これは重労働だと思いました。成澤先生なんかは経験とかがあるから、留守委員とか保護者で見るのとまた違いますもんね。あってもいいんじゃないかなと。ただ、参観まではいなくて、参観されたら僕も緊張しますので。

学校教育専門指導員（岩淵薫） どうしますか。この（3）は残しますか、消したほうがいいですか。

委員長（後藤眞琴） 教育委員の学校訪問とか。

学校教育専門指導員（岩淵薫） 教育委員の学校訪問で。

委員（成沢明子） 学校訪問になるんですか、今度。

委員長（後藤眞琴） これ、教育長さんにもお願いしておかないと。

委員（成沢明子） 本当に時間ないと思いますよ。学校訪問となったらどうなるんですか。どういう形。

委員（成沢明子） でも訪問された側は、ああ、そうですかって勝手に見てもらうということはないと思います。恐らく校長先生とか教頭先生がおつきになるとか、ご案内する先生がいらっしゃるとか、お茶を出す方がいらっしゃるとか。そうすると本来の授業というのがなかなか圧迫されるような。みんなそれぞれ仕事を持っているんですもの。余裕のある人っていないと思いますよ。

教育長（佐々木賢治） 教育委員の授業参観については、指導主事訪問のときに校長先生の学校教育方針とか説明する時間が15分から20分あるんです。指導主事対象に。そのときに我々それを聞いただけでも全然違うかなと。それが一つと、それから授業参観、指導主事訪問以外にも行くときもあるんです。ある課題のある子供がよく話題に出てきたときに、委員長さん行ってみませんかとか、何回か学校、事前に電話して子供の様子を見たいとか。ですから、あんまりかたばらないで子供の様子を見る、それからそういう苦勞をまず我々が見てくるとか、そういう幅の広い授業参観ですかね、そういうふうに捉えていただければいいのかなと。特に来年からは指導主事訪問も変わります。A訪問でなく、全部B訪問。全員が授業するんじ

やなくて、学校でテーマを決めて、1人2人の授業だけと。ですから、なおさら我々見るのも一つの視点が集中してくるのかなと。学校の行事だけではなくて、日ごろの授業の様子、先生方を見るというよりも子供たちの様子を、やっぱり授業を見ると何となくわかると思うんです。そういう意味でずっと続けてお願いをしてきました。以上です。

委員(成沢明子) 教育長さんのお話しされたとおりでいいんじゃないでしょうか。必要があったときにはお邪魔するとか、改めて掲げるとやはり学校のほうでも計画的にしなければいけないことも出てくると思いますし。

委員長(後藤真琴) ということですね。

委員(成沢明子) そうですね。本来のお仕事に専念していただいたほうが学力もつくのではないかと思います。

学校教育専門指導員(岩淵薫) ただ、この中身なんですけれども、これは一般の家庭の人は見ることはなくて、美里町の教育委員会って何しているのかなと、ほかの人が例えばここの委員会に来たときとか、そういうときに説明するための資料なので、ほかの人にやるとか一般の人が目にすることはないので、ただ、文字面にあらわれない活動もやっていますよというのも忘れないで、そういうときにお話ししてもらえば、それはそれでいいのかなと思いますけれども。

委員長(後藤真琴) では、教育長さん、できたら教育委員、学校の負担にならないような形で学校と接触できるように機会をつくっていただいたようなので、ということで除くと。

学校教育専門指導員(岩淵薫) そこは削除ということで。はい。

委員長(後藤真琴) ほかに何かございますか。

なければ、本件は継続協議事項ですので、次回も協議を続けてまいります。

その他

日程 第25 美里町教育委員会職員の人事異動について

委員長(後藤真琴) その他に入ります。

「日程第25 美里町教育委員会職員の人事異動について」、事務局から説明をお願いします。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) お配りしています資料をごらんください。教育委員会部局の人事異動が掲載されているのが1枚目、2枚目は町長部局のほうに記載されています。

まず、教育総務課の人事異動でございますが、早坂課長補佐が退職となります。その後任としまして、ちょっと欄があれですが、防災管財課から齋藤寿主幹兼係長が転入で入ってきます。防災管財課で原子力災害対策等の担当をして、震災後、防災のほうで活躍されました齋藤寿が早坂課長補佐の後任の課長補佐として参りまして、総務係長と学校教育係長を兼務していただくこととなります。

それから、補助執行をまちづくり推進課長が行っていましたが、それを教育委員

会に戻します。社会教育係につきましては角田克江社会教育主事をまちづくり推進課から教育委員会に異動することによって教育委員会で執行するという形になります。職名は課長補佐兼社会教育係長になります。社会教育主事の発令が出ます。

それから、転出者が1人います。総務係長を行っております高橋博喜が農業委員会の事務局次長、課長補佐待遇ですが、そちらに昇格しまして転出します。

それから、高橋博喜の後任としまして、教育委員会には29年4月に新規採用になります島彩花さんという新人が、職名は主事ですが、新人の方がおいでになります。それから、内部異動ですが、これまで主幹兼管理係長を行っていた伊藤雅典が課長補佐に昇格しまして、課長補佐兼管理係長になります。それから、これまで現在、主幹兼学校教育係長を行っております小南友里が新しくできます学校給食係長になりまして、主幹兼学校給食係長という職名になります。

教育委員会教育総務課の人事異動は以上でございます。

続きまして、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園、なんごう幼稚園に移らせていただきます。こごた幼稚園につきましては、遠山久美教諭が町長部局、なんごう保育園に転出します。その後任といえますか、育児休業を取っておりました宮城華奈が復帰してきます。それからもう1人、赤坂香織は、町長部局の小牛田保育所に転出します。そして、新規採用の幼稚園教諭、金須沙也佳さんという方がこごた幼稚園に赤坂香織の後任として配属になります。それから、再任用短期時間勤務でお手伝いをいただいております田中由喜子さんが退職されまして、本年3月に定年退職をします富岡宏江さんにその後任をお願いするという形になります。預かり保育の専門に入ってください。それから、ふどうどう幼稚園ですが、育児休業をしておりました佐藤由賀が4月から復帰いたします。これは1クラスふえますので、そちらに配置になります。それから、保育所から伊藤千恵さんが小牛田保育所からふどうどう幼稚園に転入されて参ります。この方はふどうどう幼稚園の預かり保育が急激にふえてきておりますので、預かり保育についていただくことになります。それから、新規採用の松田あかねさんがふどうどう幼稚園に入ります。なんごう幼稚園につきましては、転出が千代窪司が町長の事務部局、これは児童館でしたか。ちょっと定かでなくて申しわけないですが、牛飼児童館のほうに転出します。それから、なんごう幼稚園には育児休業しておりました高橋郁恵が4月から復帰してきます。そして、小野田史織さんという新規採用の方がなんごう幼稚園に入られます。

給食調理員につきましては、南郷学校給食センターに勤務していましたが佐々木佳子さんが南郷学校給食センターが4月から業務委託になる関係で不動堂小学校に、同じく南郷学校給食センターに勤務していましたが門間良江さんが青生小学校に異動になります。不動堂小学校の調理員であった平晴子さんが小牛田小学校に異動となります。

以上が教育委員会の職員の人事異動でございます。

町長部局につきましては、次のページから4ページぐらいにまたがっておりますが、そちらのほうはごらんいただければと思います。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございませんか。

日程 第26 美里町教育委員会職員の表彰について

委員長（後藤眞琴） なければ、次の「日程第26 美里町教育委員会職員の表彰について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） これまで教育委員会の会議の場には出ておりません内容でございます。というのは、割愛されていたと言っていいのかもありません。町の町長部局で一括で職員の表彰の部分に関して進めておったものですから、委員会の場にかけないで、そのまま通っていたというのが現状でございます。ただ、基本的には教育委員会の内部でこの者を表彰、永年勤続等で表彰しましょうというのを上げてやって初めて表彰になるということでございますので、形上、今回きちんとお示しをさせていただくということでございます。

今回、表彰の該当になる者に関しましては、永年勤続の部分、25年の勤続の者が5人と、それから特別表彰ということで実際の法務検定、これは町で4年ぐらい前から取り組んでおります。というのは、町の職員が法令をきちんと把握していないということでは仕事が回らないだろうということで、こういった検定を町として全部やると。希望者に受けていただいて、勉強していただくということでやってきたものでございます。

その中で、今回は政策法務検定の部門で、教育総務課の泉主事がシルバークラスということで、1,000点満点で500点から699点までのところに入っていたと。ほとんど1,000点満点で1,000点というのはありませんので、900点以上とることもほとんどあり得ないと言われる非常に難しい問題です。プラチナクラス、それからそれ以下がゴールドクラス、その次がシルバークラスという準じたクラスになります。そこに入ったということで、本人の勉強している部分、そういったものもたての表彰ということで、今回表彰になるということでございます。

こちら、基本法務と書いてありましたが、政策法務の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

それから5人、この春に転出してしまうことになっておりますが、主幹兼総務係長高橋博喜、技術主幹小原和夫、業務員の伊藤義彦、調理員の佐藤佳代、なんごう幼稚園教諭の阿部恵子、この5人が勤続25年ということで表彰されるものでございます。この部分を形上になりますが、所属長であります教育総務課長から教育長に進達をして、さらに委員長に進達をして、それで町長部局に上げてやるという形になりますので、そういった形で今回お示しをさせていただいたところでございます。

以上、報告させていただきます。

委員長（後藤眞琴） どうも本当にお疲れさまでした。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 補足ですが、泉主事は平成26年度のとき

には基本法務検定でシルバークラスに入っています。今回2回目ですね。
委員長(後藤眞琴) ただいまの説明に質問などはございますか。よろしいですか。

日程 第27 平成29年度小中学校入学式及び幼稚園入園式について

委員長(後藤眞琴) それでは、「日程第27 平成29年度小中学校入学式及び幼稚園入園式について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐(早坂幸喜) それでは、私から説明させていただきます。

事前にお配りしておりましたが、さらに今日差しかえということでお渡しさせていただいております。せっかく差しかえということでお渡しさせていただいたんですが、タイトルは29年度となっているんですが、それぞれ小学校、中学校、幼稚園の表の上のところは28年度と全てなっております。昨年度のものを使い回したものですから、こういった形になっております。注意が足りませんで申しわけございません。全て29年度と修正していただければと思います。

本日差しかえでお渡しした内容は、こごた幼稚園の新入生の部分が入っておりませんでしたので、それを入れたもので本日お配りをさせていただいた次第でございます。

小学校から順をお願いさせていただきたいと思っております。小学校につきましては、4月10日月曜日、町内6小学校全部同じ日に行う予定です。北浦小学校だけ10時40分ですが、ほかは10時30分からの開会になっております。

これまでの教育委員の皆様に出席していただいた内容、それから地域性といったものを考慮させていただいて、4月10日、小牛田小学校には須田教育次長、不動堂小学校に千葉委員、北浦小学校に佐々木教育長、中塚小学校に後藤委員長、青生小学校に成澤委員、南郷小学校に留守委員をお願いしたいなと思っております。その隣の町の出席者に関しましては、本日、現在判明しております町の出席者の予定者でございます。

それから、続きまして中学校でございます。同日、4月10日の午後からになります。午前、午後ということですが、忙しいと思いますが、お願いしたいと思っております。こちらは全部14時からで、小牛田中学校、不動堂中学校、南郷中学校、それぞれ、先ほどと同じように地域性、前年度の状況等を加味しまして、こちらで張りつけをさせていただきました。小牛田中学校につきましては後藤委員長、不動堂中学校に関しましては千葉委員と佐々木教育長、南郷中学校につきましては成澤委員と留守委員をお願いしたいと思っております。先ほどと同じで、町の側の出席予定者は右側にあるとおりでございます。

それから、翌日でございます。11日火曜日に幼稚園の入園式になります。こちら全幼稚園、午前10時からとなっております。こちら先ほどと同じように、地域性、前年度の状況を加味して、こういった調整をさせていただいております。こごた幼稚園が後藤委員長、ふどうどう幼稚園が千葉委員、佐々木教育長、なんごう幼稚園が成澤委員、留守委員でございます。右側でございますのは町の出席者の

本日現在の予定でございます。

事務局での勝手な調整でございますので、ご都合等あればさらに調整をしていただけだと思います。よろしく願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明、提案に意見などはございますか。

委員（留守広行） 意見はありません。中学校なんですけど、私、子供の高校の入学式が重なりまして、申しわけございませんが、そういうことでございます。

委員長（後藤眞琴） 2人ですから大丈夫だと思います。成澤委員、よろしくお願い致します。

委員（留守広行） 申しわけございません。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

時間がないので、ちょっとあれなんですけれども、幼稚園の入園式の挨拶、僕たちしなくてもいいんじゃないかなと。僕たち話すの難しくてわからないんじゃないかと。その点でご意見聞かせていただければ。二、三分。

委員（成沢明子） 5行ぐらいで済ませてしまう。簡単に。

委員長（後藤眞琴） じゃあ、そういうことで

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） それでは、小学校、中学校、幼稚園、いずれも挨拶文の例をあらかじめお届けするようにしたいと思いますので。特に幼稚園につきましては皆様からご意見いただきましたように、子供にもわかるように簡単な形で短めにつくりたいと思います。

委員長（後藤眞琴） よろしく願い致します。あんまり無理なことを言うと怒られますので。

それでは、各委員、小中学校入学式及び幼稚園入園式への出席について、よろしく願いいたします。

日程 第28 平成29年4月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第28 平成29年4月教育委員会定例会の開催日について」ですけれども、事務局案がございます。

事務局 定例会の日程となっておりますが、先ほど協議の中で教育次長から提案をさせていただいた臨時会ということもございますので、臨時会と定例会と両方をご提案させていただきます。

まず、臨時会でございます。4月13日木曜日13時30分から南郷庁舎での開催をご提案させていただきたいと思います。

委員長（後藤眞琴） どうでしょうか、都合の悪い方、今のところ大丈夫。それでは、臨時会が4月13日木曜日1時半から南郷庁舎ですることいたします。

それでは、定例会の部分。

事務局 定例会につきましては、4月25日火曜日13時30分、南郷庁舎での開催を提案させていただきます。

委員長（後藤眞琴） 定例会議が4月25日火曜日1時半から南郷庁舎でやると。都合の悪い方。大丈夫ですか。それでは、そんなふうにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほか事務局や委員から何かございますか。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩といたします。

【秘密会】

・報告事項

日程 第5 報告第56号 平成28年度生徒指導に関する報告(2月分)【秘密会】

日程 第6 報告第57号 第6回学校教育力アップに関する報告【秘密会】

日程 第7 報告第58号 区域外就学について【秘密会】

日程 第8 報告第59号 指定校の変更について【秘密会】

委員長（後藤眞琴） 「日程第5 報告第56号 平成28年度生徒指導に関する報告(2月分)」、「日程第6 報告第57号 第6回学校教育力アップに関する報告」、「日程第7、報告第58号 区域外就学について」及び「日程第8 報告第59号 指定校の変更について」の非公開事項となる秘密会をこれから始めたいと思います。

秘密会の会議録は一般に公開されませんが、記録としては残りますので、各委員にはその辺のご認識をお願いします。

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

委員長（後藤眞琴） これで、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、平成29年3月教育委員会定例会を閉会いたします。長い時間にわたって協議をいただき、本当にありがとうございました。

午後5時57分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 須田政好が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____